

1. 議事日程第3号

(平成21年第3回大口町議会定例会)

平成21年3月10日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

日程第2 議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉田 正 | 2番 | 田中 一成 |
| 3番 | 柘植 満 | 4番 | 岡 孝夫 |
| 5番 | 宮田 和美 | 6番 | 酒井 廣治 |
| 7番 | 丹羽 勉 | 8番 | 土田 進 |
| 9番 | 鈴木 喜博 | 10番 | 齊木 一三 |
| 11番 | 吉田 正輝 | 12番 | 木野 春徳 |
| 13番 | 倉知 敏美 | 14番 | 酒井 久和 |
| 15番 | 宇野 昌康 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------------|-------|---------------------|-------|
| 町 長 | 酒井 鎧 | 教 育 長 | 長屋 孝成 |
| 政策調整室長 兼 総務部長 | 森 進 | 政策調整室兼 参事 政策調整課長 | 大森 滋 |
| 健康福祉部長 兼 保険年金課長 | 水野 正利 | 健康福祉部兼 参事 地域振興課長 | 星野 健一 |
| 健康福祉部 参事 兼 総務部生活課長 | 村田 貞俊 | 環境建設部長 | 近藤 則義 |
| 環境建設部 参事 兼 環境経済課長 | 杉本 勝広 | 環境建設部 参事 | 松浦 文雄 |

| | | | |
|--------|------|----------------|------|
| 教育部長 | 三輪恒久 | 教育部参事 | 野田敏秋 |
| 教育部参事 | 鈴木一夫 | 行政課長 | 前田正徳 |
| 企画財政課長 | 掛布賢治 | 福祉課長兼 こども課長 | 馬場輝彦 |
| 建設課長 | 鵜飼嗣孝 | 都市開発課長 | 野田透 |
| 下水道課長 | 江口利光 | 監査委員 事務局長 | 近藤勝重 |
| 学校教育課長 | 近藤孝文 | 生涯学習課長 | 近藤定昭 |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|--------|-----|-------------|------|
| 議会事務局長 | 近藤登 | 議会事務局長 次 | 佐藤幹広 |
|--------|-----|-------------|------|

開議の宣告

議長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

議案に対する質疑

議長（吉田正輝君） 日程第1、議案に対する質疑を行います。

議案第21号 平成21年度大口町一般会計予算の歳出、款4.衛生費、項1.保健衛生費、目4.環境衛生費から始めます。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目4の環境衛生費から款8.土木費まで、予算に関する説明書の126ページから163ページまでです。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 130ページ、131ページ、循環型社会形成費、3番、ごみ減量・資源化事業、8番、報償費、報償金、2番、資源ごみ分別550万3,000円。これはスタンプ制の導入による10点ごとの景品代と、72点に達した場合の進呈される報償金であると思いますが、20年度のそれぞれの実績をお尋ねしたいと思います。

同じページの13.委託料、有機資源（剪定枝）再生委託料752万6,000円。これは昨年の当初予算のほぼ倍額になっておりますが、先回の臨時議会の折にも不正利用のないように対策を要望しておきましたが、何か対策を検討されたのかどうか、お伺いしたいと思います。

ページ132、133、循環型社会形成費、19.負担金補助及び交付金、3番、交付金、1.資源ごみ回収事業助成金973万円。昨年の予算が1,623万円。内訳は、多分、企業の持ち込みの5円とか、回収した場合には1円ということで920万円、行政区関係で703万円とお聞きしていましたが、昨年から見ると、ことしは40%減額になっておりますが、これはいかなる理由によるものなのか。また、20年度の実績はどのようであったのか、お伺いをしたいと思います。

以上、3点についてよろしく申し上げます。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事（松浦文雄君） 131ページの報償費、資源ごみ分別についてのスタンプカードについての御質問を受けました。御承知のとおり、スタンプカード制度は昨年の4月1日よ

り正式に開始してきました。開始されてから、たくさんの方に利用いただきまして、これによって資源リサイクルセンターの利用者が格段にふえてまいりました。2月だけの対比だけで、前年比で4.2倍というたくさんの方の利用を図っております。前年の2月で1,150人の方が来場されて、21年の2月で4,847名で4.2倍の来場者の増加を得ております。

利用状況でございますが、世帯数が7,471、これは20年4月1日に対して、2月中旬で調べたところ、登録者数は4,451名と59.6%を示している。3月末にはもう60%を超える予定であります。その中で、72の全部スタンプを終えた方については189名で、56万7,000円となっております。

それと、2番目の剪定枝の件でございます。剪定枝の件は、先回の補正予算のときにお話をさせていただきました。その折に、現場も見に私も行かさせていただいておりますし、先回から申請書等に住所、氏名を記入していただいて、書いていただけている書類等も確認させていただいて、今後、それ以上の強化をするには、もう何かの方法を考えるより方法がないということで、今もその方法について、厳しくするというのであれば、来年度より来場していただいたときなんかで見て確認をさせていただくとか、そんなような方法を、今、環境経済課の中で検討しておりますので、もうしばらくお時間がちょうだいしたいと思います。

それと、133ページの資源ごみの回収事業助成金の回収システムの地区回収助成金についてであります。地区の方で回収して、キロ当たり5円ということで助成金をしているわけでございます。これは平成20年度より事業所がリサイクルセンターへ持ち込む場合の金額で、20年度より開始をさせていただきました。当初の町が予定しておる金額より大きく下回っております。搬入量が少なかったという理由で973万円という金額で、12月末現在で600万という数字でありましたので、残りの分を推計させていただいて、大きく下回っておりますけど、970万という金額で計上させていただきました。よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 土田進君。

8番(土田進君) スタンプ制の景品代、トイレトペーパーとか、町の木だとか、水切りバケツとか、エコバックとか、いろいろ出しておみえだと思いますが、その景品代はどれぐらいになったのでしょうか、お尋ねします。

また、剪定枝の利用については、くどいようですけど、皆さんの税金で処理していますので、不正利用のないように十分対策をとっていただきたいと思います。対策を怠ると、来年度はますます処理代金がふえるのではないかなと危惧をいたしております。

また、資源ごみ回収助成金につきましては、銅とかアルミ等金属類や、古紙、段ボール、こういったものの市況が大分下がっていると。昨年の年間平均価格から見ますと、約半分になっ

ていると。高いときから見ますと、3分の1になっているのもあるという現況でありますので、21年度の売り払い価格が下がるのではないかと心配をしておりますが、そのために行政区への助成金の単価が下げられるというようなことはないでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事（松浦文雄君） スタンプカードにつきましては、そのポイント、ポイントによってお渡ししているのは、報償費の方で計上させていただいております。

それと、剪定枝につきましては、今もその不正がないようにという御質問があるように、不正がないような方向で、今まで現在も不正がないと思っておりますけど、それ以上に言われることを検討しまして、不正がないように実施していきたいと思っております。

金属類と有償の関係の金額で、当初予算の計上でございますけど、その種類によって下がったものもあり、ふえているものもあり、地区に対する助成金については、同じような方向で考えております。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 資源ごみの助成金は、各行政区にとっては大変厳しい状態ですので、大変貴重な収入源になっていると思っております。引き下げのないように努力をしていただきたいと思います。よろしく願いします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 酒井久和君。

14番（酒井久和君） それでは、129ページをお願いいたします。住宅用太陽光発電システム設備費についてお伺いいたします。これは、きのう、県補助のところでは質問がありましたので、重複するところがありましたら割愛していただいて結構でございますけれども、この太陽光発電につきましては、当然、御案内のとおり、腕時計から人工衛星まで、こういうことで幅広く利用がされておりますし、この不況に応じては、特に太陽光発電は救世主のようなふうには不景気を吹き飛ばすんじゃないかというようなふうにもてはやされておるわけでございます。この普及について、国においては22年度から新制度を導入すると発表しておりますので、家庭や企業で太陽光発電をした場合、高値で買い取るシステムをつくっていききたい、こういうようなことでございます。

そこで、現在、大口町で普及している発電システムの構造についても、先ほど申し上げましたように、小さいものから大きいものまでということではいろいろあると思っておりますけれども、一般家庭用には、大口町で普及している発電システムはどんな種類のものが推奨され、また、ど

んな種類のものがあるのか。そして何台ぐらい普及しているのか。その状態はどんな状態か。補助は国庫補助もあるというふうに聞いておりますが、その辺のところもお伺いをいたしたいというお願いをいたします。

また、償却期限についてもいろいろと設備の状況によって違うと思いますけれども、発電コストは一体幾らぐらいになっているか。あるいは、今、余剰電力を買い取るという制度もあるはずでございますけれども、現在は幾らぐらいで買い取っていただけるのか。これは家庭用、事業系によって値段は違うと思いますけれども、その辺のところもお願いすると。

また、環境に優しい、あるいはCO₂の削減ということも含めまして、省エネ家庭用器具というものが普及しております。電力関係、あるいはガス関係でどんなものがあるのか。そして、それに対する補助はどういう対策をしているのか、こういうことでひとつお願いを申し上げたい。

それから135ページですけれども、一番下のところでございます。失業対策費、農業雇用促進ということで載っております。22万9,000円計上してありますが、ちょうどこの件につきましては、全町農業公園構想も進められておるということで、金融危機によって失業者が大変苦慮されておる。そういうことによって再就職も困難な時代の中で、農業への雇用促進が一つは失業対策になるんじゃないか。有意義なものであるというふうにお見受けいたしますが、それにはいろんな問題があると思います。そういうのもクリアした対策が立てられているかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから139ページ、これは農業公園構想が出ておりますが、この予算は前年対比1,100万が856万4,000円ということで減っておるわけでございます。町長の21年度の施政方針の中に、一番目に全町農業公園構想が再度発表されております。当然、このことについては、農業を食料生産だけではなく、多様な価値がある。後継への事業を進めたい。本当に当然でございます。町長が町長に立候補されて以来、うたわれておるわけでございますが、12月の同僚の一般質問の中にも町長の答弁の中で、活を入れられた、こんな感じだということでございました。先ほども申し上げましたが、予算が下回っておるということは、発展性ある事業がどうも見込まれていないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それから、141ページのB D Fでございますが、これもきのう質疑がありましたので、重複しておれば割愛していただいて結構ですけれども、現在の稼働状況、そして中型電動搾油機の予算がついておるわけですけれども、この利用状況、利用数、方法、どういう目的で予算を立てられたかお伺いいたします。

それから、153ページをお願いいたします。堀尾跡の一番上でございます。堀尾跡橋りょう拡幅工事、概要の説明、16ページでございますけれども、橋の上部の工事で270メートル掛け

幅4メートルと書いてありますが、ちょっとこれは間違いじゃないかなと。昨年度の説明では、27メートル掛ける8メートルというふうに書いてあります。そして、予算計上につきましては、20年度、下の部分で4,000万、21年度、上の部分で3,000万、こういうふうに説明を受けておりますが、今年度、すなわち5,700万となっておりますが、繰り越し等があるかもしれませんけれども、かなり増額というふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

それから157ページ、都市計画マスタープラン策定業務委託料ということで、21年、22年度に分けて行うというふうに説明を受けました。この件につきましては、平成7年に先回は策定されたということ聞いておりますが、このプランは町の基本構想に基づいて基本方針を定め、策定されるというふうに思います。先回はどんなようなものであったか。世の中の変化は大変激動しておりますので、少子化だとか、高齢化とか、大きくこの十数年の間に変わっておるわけでございます。大口町がそこでどんなふうに成果を上げたか。このプランに基づいた成果がどんなふうであったか。そして、今後は大口町の未来像、あるいは土地利用を明らかにしていかなければならないというふうに思います。この市街化区域の見直しについても、平成23年度ごろに行うということですので、それにマスタープランは全然マッチしないように思われるわけですが、当然、前回、平成7年につくられたということであれば、マスタープランは長期ビジョンに基づいて策定されていくんじゃないか、こういうふうに思うわけでございます。市街化区域の見直し、あるいは市街化調整地区における工業用地の確保など、いろんな問題が出てくると思いますけれども、どんなふうに計画されているのかお聞きしたいと思います。

それから159ページ、小口線についてでございますけれども、立ち番をしておりますと、朝夕の車の量というのは目覚ましいものがございます。私はいつも下小口三丁目の交差点に立つわけでございますけれども、東行きにつきましては、1時間、時間帯がございまして、その立ち番の1時間の時間帯の中でも、41号から西小学校南交差点、ゴルフの練習場の信号でございまして、そこまで渋滞することがあるわけでございます。そしてまた南北につきましては、南行きは大型進入禁止になっておりますが、よく間違えて入り込んで、バックせざるを得ないというような状態が発生をしております。そこをまた通り抜ける車も大変多うございまして、大変住民が迷惑をしている。早く南北線についても工事をお願い申し上げたいと、こういうふうに思っております。

それから、161ページでございます。郷浦幹線排水路につきましては、完成が平成22年というふうに伺っておりますが、進捗状態はどんなふうか。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事（松浦文雄君） 129ページ、住宅用太陽光発電システム設置費について御質

問を受けました。この住宅用の太陽光発電システムについては、国が推奨してみえます地球温暖化防止対策の一環として、大口町においては補助金の交付要綱に従い、循環型社会に対応するために、太陽光発電システムを設置された方に対して補助金を交付してある制度でございます。現在は、キロ6万円で実施してまいりました。この大口町の方式については、売電というか、太陽熱でできた電気を直接中電に買い取っていただき、使用した電気料はそのまま電気料で払っていただくという蓄電方式では採用しておりません。売電方式の売り価格については、約キロ当たり単位22円となっております。新聞報道の関係上、平成21年度からは2倍になるという報道を聞いております。また、その実績ですけど、大口町の太陽光発電については、18年度が9件でございます。19年度が18件、20年度が2月末現在で23件となっております。

それ以外に、エコの関係でいろんな方法がございます。その中でも、エコキュートとか、エコキュートというのは、ヒートポンプで熱利用して給湯器のおふろをつくるような関係の熱交換機によってつくられるものであります。そのほかに、民間企業としましてもガスを使った、効率が上がった天然ガスのコージェネレーションとか、いろんな方法がございます。特にエコキュートについては、県内でも既に助成金をつけてみえるということを知っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 酒井久和議員よりいただきました質問に、順次お答えさせていただきます。

資料134ページ、135ページの失業対策費のうち、農業雇用促進という22万9,000円について質問をいただきましたが、この22万9,000円につきましては、町内の大規模農家の中から、今、2軒程度なんですけど、農繁期に雇用をしたいというお話がございまして、今、話を進めておるんですけど、今現在進めております臨時雇用の基準額830円の2分の1程度を補助できないかということで、今、進めさせていただいております、1日6時間、23日を2人で2ヵ月という積算の根拠のもと、22万9,000円を積算させていただいております。

続きまして、140ページ、141ページの農業公園構想で減額の理由はという御質問をいただきましたが、この大きな減額の理由は、昨年、備品として御無理言いましたB D Fの精製機械がなくなっておりますので、この減額になっております。

なお、発展性がないのではないかという御質問がございましたが、実は21年から、消耗品で上げさせていただいております、町内で景観として今現在進めさせていただいております菜の花の種を町内の農家の方から買う。今までですと種屋さんで買ってあったんですけど、それを何とか町内で賄えないかという事業を今現在進めておりますので、よろしく願いいたします。

それから、同じく農業公園構想の中で、中型搾油機が備品購入で上がっているがという質問

でございますが、これにつきましては家庭用の100ボルトを使用して菜種を絞れる機械。この機械につきましては利用方法ですが、当然、菜種を絞るわけですけれども、持ち歩きができるような機械でございますので、ぜひこの機械を使って、町内の保育園ですとか、子供たちに菜種の絞るところを見せてやりたいなというふうに考えておりますし、当然、菜種をつくっていただいた方が自分で絞って自分で食べるということができるように進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、関連してBDFの質問をいただきました。これにつきましては、昨日、吉田正議員さんより御質問いただいた中でお答えさせていただいておりますが、現在使っていただいている方の反応を聞かせていただきますと、調子いいよと。ちょっとてんぷらのにおいがするだけで、馬力的には問題ないというお答えをいただいておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（吉田正輝君） 建設課長。

建設課長（鵜飼嗣孝君） それでは、153ページにあります堀尾橋橋りょう拡幅工事費について御質問を受けました。

まずは予算の概要の方でございますが、16ページを開いていただきますと、7番、土木費ということで概要が書いてございます。御指摘がありましたとおり、今、270メートルとなっておりますが、申しわけありません。27.0メートルに訂正の方、よろしく願いいたします。

続きまして金額のお話でございますが、当初聞いていたより高いじゃないかということでございます。こちらにつきましては、堀尾橋の欄干でございますが、昨年末、この予算編成段階で見積もりましたところ、金属ということで高額になっておりまして、予定外の高額となっておりますので、御了解の方よろしく願いいたします。以上です。

議長（吉田正輝君） 都市開発課長。

都市開発課長（野田 透君） 酒井議員から、157ページの都市計画マスタープラン策定委託料についての御質問をいただきました。平成7年に策定した現在のマスタープランの内容はどのようなであったかと、成果はどんなふうにというようなことの御質問でございました。

この都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針ということで位置づけられておりまして、現在、平成7年に策定したものでございます。そして、15年の計画期間を置きまして、平成22年度を最終な計画期間ということで策定しております。

このマスタープランは、市町村が策定する総合計画や県の定める都市計画区域マスタープランなどの上位計画や関連計画の内容を踏まえて市町村の特性や課題を反映し、都市計画に関する都市づくりの理念、構想を策定するもので、成果として数字でお示しすることはちょっと難

しいわけですが、現在の都市計画マスタープランが策定されて15年間、この間に計画をした都市計画施設・事業で完成したものの数で成果というとらえ方をしますと、まず都市計画道路については、小口線の余野区画整理境から県道小口岩倉線までの約480メートルについては、平成14年、15年に工事を行い、16年4月より供用開始をしております。また、都市計画公園については、余野地区の街区公園五つ、近隣公園五つを平成5年度から13年度にかけて完成をしております。また、堀尾跡公園、小口城址公園、さらには竹田公園も完成をさせていただいております。

また、土地区画整理事業につきましては、余野特定土地区画整理事業が昭和62年1月26日から着手していたものでございますが、平成8年9月に完成をさせていただいております。さらに柏森の橋上化については、19年2月10日から供用開始という運びとなっております。また、都市開発課所管の事業ではありませんが、下水道事業についても、左岸については19年度末、整備率が89.1%、右岸は66.2%と、15年間で進捗をさせていただいております。

さらに、先ほど御質問がありました、郷浦幹線についても、13年度から1,663メートル、上流区間を取りかかりまして、間もなく完成だというふうに聞いております。さらに、都市計画道路のうち、県施行となる江南大口線。江南大口線については、小口線との交差点前後と部分的ではありますが、完成をさせていただいております。

さらに、新しく計画期間22年度が参りまして、どんな形でこれを見直し、後に続けるかというような御質問でございますが、先ほども申しましたように、総合計画を上位計画としてこれを定めていくわけでございます。平成18年度策定の第6次大口町総合計画の中でも、のどかさが残る田園環境や五条川の桜並木など、豊かな環境を次世代に守り伝えるとともに、本町の発展を支えてきた産業の持続的な発展を目指しつつ、快適で安全な暮らしの基盤となる都市づくりのために用途相互の調和した土地利用を図るとしておりますので、これを都市づくりの基本理念といたしまして、新しく22年度策定し、20年ほどの長期の期間になるかと思っておりますが、そういったマスタープランを策定していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（吉田正輝君） 下水道課長。

下水道課長（江口利光君） 161ページ、郷浦排水路についてであります。今年度につきましては、ヤマザキマザックのマザックハウスの建てかえにあわせまして、用地の一部をお借りして北側付近の整備を行ってまいりました。この結果、竹田にあります調整池まで、残り190メートルほどになってきてまして、今後、2カ年で全線の整備を完了したいというふうに考えております。21年度につきましては、このうち100メートルを予定いたしております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 酒井久和君。

14番(酒井久和君) 雇用促進、先ほど説明をいただきました。農繁期にそういう希望者を募るといってございませうが、農業公園構想といふことでありませうれば、できるだけ定着されるような、農業を専業とすると。あるいは、団塊の世代の方々が、自然に大変興味を持っていらっしやるというような方々が、そういうものにも関心を持ってやっていきたいというような方々をも育成することも必要ではないかといふふうにおもうわけです。農業といふのは、御案内のとおりでございませうけれども、大変天候だとか、あるいは土地の形状、あるいは土質、あるいは病虫害等が発生しやすいものでございませうして、生き物を育てる。1年や2年で習得することもできません。ですから、もしそういう希望者があるならば、積極的にそういう勉強会、あるいは研修会、そういうものが必要ではないか。これも農業公園構想に関連するかもしれませうけれども、そういうことが必要ではないかといふふうにおもうわけでございませう。保育園対象、あるいは小学校等で稲作経験だとか、その他、サツマイモづくりだとか、プログラムがあるようございませうけれども、息の長いことが必要だといふことが、当然、御案内のとおりでございませうが、雇用においてもそういう研修の場といふものが必要ではないかといふふうにおもうわけでございませう。

農業公園構想に関連をいたしませうが、どうしても長年、この事業が言われて以来、何か弱い線があるような気がするわけでございませう。本当に地域の方々が積極的に農業に親しんでいく、こういうプログラムが必要ではないか。こういうことは地域に強い経営母体がないと、やっぱり引っ張ることができんのかなといふふうにお見受けいたしませう。じゃあ今ある農業法人、あるいは専業農家の方々にそういうことをお願いし、基幹者になっていただけるかどうか、そういうことも必要ではないかといふふうにおもうわけでございませう。ちょうど食の問題では、国も積極的な姿勢をとってありますから、国の施策、あるいは県の方針等も十分に利用していただいて、そういうプログラムをつくっていただけたらといふふうにおもうわけでございませう。そのためには、やっぱり先ほど申しませうした、強い経営母体といふものはどういふものなのか私自身もよくわかりませうけれども、そういうものの育成、あるいは誘致をします。こういうことも必要ではないかといふふうにおもうませうが、いかがでしょう。流れとして、時期的には大変いい時期だと、こういうふうにおもうわけでございませう。

それから、マスタープランにつきませうして、るる説明をいただきました。農業公園構想とは相反する面もあるわけでございませうけれども、大口町が今までこういうふうにお豊かだといわれる土壌をつくってきたのは、昭和30年代から始まる工場誘致による企業城下町としての状態ではなかったか、こういうふうにおもうわけでございませう。今後の産業が今までどおり推移していくかどうか、これも難しい問題があるといふふうにおもうませうが、将来は宇宙時代、あるいは飛行機の時代といふふうにお言われて、航空宇宙関係の産業だとか、あるいは健康づくり、あるいは

バイオ問題、あるいはナノの世界の産業、こういうものの誘致というものも積極的にしていかないかのじゃないか、こういうふう思うわけでございます。プランの中には、一応そういうような面整備の問題だとか、あるいは地区計画の策定だとか、市街化区域、あるいは農地の市街化の問題とか、いろんな問題がプランの中で出てくる、こういうふうに思います。緑のマスタープラン、あるいは道路のマスタープラン、都市の景観計画などあると思いますけれども、十分にひとつ配慮をしていただきたいというふうに思うわけでございます。ともかく、現在、先ほど申し上げましたが、工場誘致によって、4月になりますと桜花らんまんでございます。もうあと1ヵ月たつと、五条川は桜花らんまんになるわけでございますけれども、どうか次なる世代に向けても桜花らんまんが続くような方策をとっていただきたい、そういうふうに思います。

もう一つ、郷浦幹線排水路についてお願いをいたします。あと2年で川村熱練さんの西の調整池まで来るというふうにお伺いしたわけですが、きょう現在でも、少しの雨でもその調整池は満水しております。これは担当の課の方は十分御存じだと思います。その頻度は物すごく多くなっております。当然、川上が宅地化されて、一時水がそこへ湛水している。こういうことは思うわけですが、十分ひとつ早く供用ができるようお願いをいたしたいと思えます。また、これにつきましては青木川放水路との関係がありますので、青木川放水路の接続状況はどんなふうか。わかったら教えていただきたい、そういうふうに思います。よろしくお願いいたします。

議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） それでは、私の方からも生活雇用支援の緊急対策についての御質問にお答えをさせていただきます。

この積算を先ほど環境経済課長の方から御説明をさせていただきましたが、農業者はこの1月の下旬にそれぞれ聞き取りをした結果、2軒の農業者の方から申し出があったということで積算をしたわけですが、最近では農業者の方も少しずつお話をしていると変わってきていまして、そういうことなら雇用をしていく必要があるなというような意見をいただいたりしております。予算の成立後に農業者に対しての説明会を開いていく過程の中で、息の長い取り組みについてもお願いをしていきたいなというふうに考えております。ただ、この間やってきた経験でいきますと、本当に今住む場所、あるいは食べる物に困ってみえる方があるということで、息の長いことを今そういう方をお願いをしても、なかなか対応ができないというのも現実の問題としてあるということでもあります。幸い、農業者の方とお話をしておりますと、食事についてはある程度対応ができるようなことも言ってみえますので、食事についての危惧は、こういうところで雇っていただければ、危惧はなくなるのかなというところは思っております。

けれども、そういう状況があるということは御理解をいただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 酒井議員さんから2回目の質問でお答えさせていただきます。今、政策調整課の参事の方から失業対策についてお答えさせていただいておりますので、私の方から農業公園構想の関係で説明させていただきます。

質問の中に、積極的な施策を利用したらどうだという御提案をいただきましたが、当然、国の施策も大きく変わってきております。昨年の暮れからですと、水田フル活用ですとか、農地改革プラン等が矢継ぎ早に出されておる状況で、私の方も情報を整理しておるのがいっぱいでございますが、またいろいろ御意見をいただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（吉田正輝君） 都市開発課長。

都市開発課長（野田 透君） 先ほどの質問に対しての回答漏れがありましたので、まず先に小口線について回答をさせていただきます。

小口線の渋滞がひどく、南行きの大型車の入り込み、それから通り抜けが危険だというような御指摘をいただいておりますところでございますが、小口線については県道から南、大口桃花台線まで約900メートルの間を整備の推進をしまいたいというふうに考えております。平成19年度には現況平面図の作成業務を委託発注し、線形等の検討を行い、交差点についても江南署との協議を進めており、その結果をもって、平成20年7月に県警本部、いわゆる公安協議というものをしまっております。小口線を整備することによって、これまでの交通の流れが大きく変わってまいります。特に樋田橋のところでございますが、現在、五条川に沿って南にも北にも橋を渡っていくことができるわけでございますが、そこに小口線が参りますと、小口線が優先道路となり、五条川の堤防道路については小口線で分断され、その堤防道路を通っている車は、すべて小口線に乗かって南・北に進むというような形になってきます。さらに、役場前線との交差点についても小口線が優先ということになりまして、今まで町道を南北に自由に突っ込んできていたものが制限がされるというような、小口線優先という形で整備を進めなくてはならないということで、これに対する迂回路が必要になってきます。県道より北側でもそうでしたが、いろいろ現道を切り回して小口線の方に出ていただくというような形になってきます。そういったことも含めまして、迂回路はこうしますよというようなことまで道路管理者と協議しながら、地元の理解を得ながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしく願いいたします。

それからマスタープランについて、今後の工場立地についての土地利用計画はというような御質問でございました。確かにこの都市計画マスタープランは権利を規制するものではござい

ませんので、マスタープランにうたわれたものがすべて優先するかというと、なかなか難しいところがございます。ただ、最近の動きといたしましては、企業立地の方面から、このマスタープランに位置づけられることが重要視されてきております。ここで、例えば工業ゾーンというか、工業立地を進める場所であるというような位置づけをしますと、そこで企業誘致をする上での条件というような形にもなってくるというふうに聞いておりますので、その辺のところ、優良農地との関係もあります。農地サイドの担当部署と協議しながら、今後、進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 酒井久和君。

14番 (酒井久和君) 小口線のことについて今答弁いただきましたが、凍結されております宮前開発もあるわけですが、その件についてはどんなような状態でしょうか。

議長 (吉田正輝君) 建設課長。

建設課長 (鵜飼嗣孝君) 先ほど、青木川についての御質問がございました。それについて回答させていただきます。

青木川につきましては、ただいま江南市内宮後付近までの工事を、平成22年度を目標に行われております。その後、大口町地内の方に入ってくる予定でございますので、よろしく願いいたします。

議長 (吉田正輝君) 都市開発課長。

都市開発課長 (野田 透君) 小口線の県道より北側の部分で、宮前と通称言われておるところでございますが、この件につきましては、旧県道がございまして、それが小口線ができたことによってY字というか、鋭角な交差になってしまっていて、それが小口線と県道の交差点のすぐ北側の部分でございますので、そこで今まで自由に往来のできた道路が小口線で制限されるというような形になっていっております。それを解消するために、その地区を区画整理という手法でしたらどうかというような検討をしてみたいと考えております。その件について御質問をいただきました。

その宮前地区でございますが、なかなかこちらでも区画整理という手法を考えますと、きのうも中小口の件で御説明をさせていただきましたが、小さなエリアの区画整理というのは非常に資金計画を立てるに当たって難しい面がございます。こちらについても中小口の状況の中で説明をさせていただきましたが、町としての何か支援の方法がまとまりましたならば、こちらについても同様に地権者に協議をしてみたいと考えております。

将来、迂回路としてこういう手法でやるよというようなことだけで進めると、その後、いろいろ問題が出てきておりますので、南側については迂回路はこうした形でという決定までし

て進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 2点だけお伺いをしておきます。

失業対策費で生活雇用支援緊急対策、現在も進めていただいております、こういうことに関する県内の市町村のホームページを開くと、大口町の対策は大変注目をされて、私、先日、名古屋にそういう類の学習会に行きましたら、大口町のホームページから抜き書きしましたといって紹介されておりました。大変その場で鼻が高かったわけですが、今現在の対策状況を一度御説明いただくと同時に、6ヵ月限度、最長1年というふうに言われてきました。今、臨時採用としている方については最長1年ということになるわけですが、その間に就職活動も当然やっていただくわけですが、職が見つからないというようなことにならないようにしなければならないわけで、そういう類の支援というのはみずから個人の責任でやるのが当然ですが、どのように誘導してあげるのかというのがポイントになるかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

ちなみに愛知県内、全国最多の失業者が出つつあります。また、これが3月末、年度末までの程度まで拡大するのかが大変心配されております。東京の派遣村ではありませんけれども、名古屋の中村区役所には年末から今日まで約100人、毎日押しかけているという状況で、住所がなければ生活保護の申請は受け付けませんというようなことは言っておれないということで、住所がなくても積極的に生活保護の申請を受理して、生活保護の支給をどんどんやっている。生活保護の支給日には、400人から500の方が列をなして生活資金を受け取るというような状況で、もう中村区役所は限界ですよということで新聞でも言われていますね。それぞれの地域でそうした対策を積極的に打っていただかないとだめだということで、実行委員会をつくって、21、22日ごろに2日間にかけて、岡崎でまた派遣村のようなことが行われて、三河は三河として責任を持ってやろうという機運を自治体間でも持てるように運動が進められておるようであります。大口町でも、そんな認識のもとでやっていただかないといけないわけですが、ちなみに名古屋には大口町内の企業からリストラされて流れて行って、名古屋で労働相談などを受けている方がおられます。青年もおられます。大変な状況が大口町の企業内でも起きているわけでありまして、ちなみに大口町内での企業における派遣や期間工切り、これはどのようにつかんでおられるのかもあわせて御説明がいただきたいというふうに思います。

それから147ページですが、ふれあい池に関する予算が幾つかあります。ふれあい池の管理

委託料48万円、親子つり教室の開催委託料3万円、ふれあい池の土地の賃借料217万6,000円。多額の予算を投じているわけでありませけれども、ちなみにこれはボランティアの皆さんで管理をやっていただいていたけれども、そういう皆さんの体制が手薄になったというふうに聞いているところでありませけれども、引き続きこの事業をこのような形でやっていけるのかどうなのか。むしろ釣りに限定をしない公園といいますが、そういうものとして開放する方がもっと経費も安くできるんじゃないかと。小さなお子さんがいるお母さんなどにお尋ねすると、夏休みにあそこに行って、釣り場じゃなくて、その横にある小さな池に行ったらメダカがなくて、子供たちが喜んでメダカをとってきたというようなお話もあるんですが、そういうような開放された池にした方がいいのかなあという気もするわけですが、これらについての対応はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。以上です。

議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） それでは、まず生活雇用の緊急対策事業についてお答えをさせていただきます。

対策の状況につきましては、この間、全協等でもお話をさせていただいておりますが、1月15日から相談窓口を開設しまして、1月20日、21日と住宅の提供と臨時職員の雇用についての面接を行いまして、その結果、住宅の提供については5戸、臨時職員の雇用については4名となりました。2次募集につきましては、2月23日に面接を行いまして、住宅の提供については3戸を追加決定しました。その後、入居者1名が住宅の手当てができたということで、入居の契約を解除しております。それから、2月5日に事業所の説明会を、これは就職説明会ですが、開催をしまして、結果としまして、当日1名が臨時職員で採用されたということでありませ。事業所からの報告では、そのほか3名が正規職員として採用されたという報告を受けております。それから、2月12日からホームヘルパー2級の養成講座を始めておりますけれども、30人の定員の中で、現在、13名が受講をされておるということでありませ。あと、国の就職安定資金融資制度の融資に伴う利子補給につきましては、現在のところ、いまだ申請はないという状況でありませ。

それから、6ヵ月を限度に最長1年ということでありませけれども、基本的には6ヵ月というふうに考えております。最長1年という場合は、子供さんが見えたり、お年寄りの御家族が見える場合というふうに考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

就職の支援でありませけれども、この事業自体が緊急の入居と臨時の職のあっせんということのほかに、先ほど申し上げましたように、事業所の説明会を開いたり、ホームヘルパーの2級養成講座を開くことによって、その方の就職に資することができるような施策も中には入れてあるということでありませ、先ほど申し上げたような3名、あるいは1名の職員の採用等にこぎつけ

たという状況があります。それとは別に、町としましては相談に見えた方には、ホームページから取り出した就職情報とか新聞の求職情報等を提供しまして、それをもとに、大口町の臨時職員で働いてみえる方で、1人の方は、昔、勤めておったときの特技を生かして、魚の調理ができるということで、そういったところの就職の面接の予約をとったりとか、それからもう1人の方はヘルパー2級の養成講座を、2級の資格を取った後に、普通車の1種の免許を持ってみえるということで、介護タクシーの運転手になりたいなということで、今、いろいろ探してみえるというような状況があります。そうした方を積極的に支援をしていきたいなということをおもっておりますのと、それから住宅の提供、あるいは町の臨時職員としての採用に際しては、月に1度の求職活動の状況報告をいただくようなことにしております。

それから、大口町内の企業における派遣や雇用どめ、解雇の状況をつかんでいるかということにつきましては、私どもは個々にはつかんでおりません。ハローワークと連絡をとりまして、犬山の職業安定所管内の状況について状況をつかみながら対応していきたいと考えております。町の今の施策は、大口町内に住んでみえて近隣の事業所に通ってみえた方が、あるいは大口町内の事業所に勤めてみえた方ということを対象にしておりますので、大口町内だけのことでなくて、今、見えている方の中にも、大口町から他の市町に働きに行ってみえた方、あるいは他市町に住んでみえて大口町の企業に派遣をされてみえた方、いろいろ見えますので、犬山のハローワーク管内での状況を聞きながら、ハローワークと連絡をとりながら考えていきたいと思っております。

そういう中では、さらに3月については状況が悪くなるのではないかと聞いております。今後、現場の派遣から事務の派遣の解雇が進むのではないかと聞いております。さらに派遣会社の正規職員の解雇というようなことも考えておく必要があるのではないかなということも聞いておりますので、雇用情勢については引き続き悪化をしていくのではないかなということも考えております。そういう点では、引き続き21年度の予算においても対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 田中議員さんよりふれあい池に関して御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

ふれあい池につきましては、今まで管理していただきましたボランティア団体の釣り同好会の方が19年度末をもって、高齢、それから人数の問題で撤退されましたので、20年度に入り、いろいろ協議・検討させていただきまして、平成20年8月から現在の状況にリニューアルしております。団体も20年8月から大口町ふれあい池サポーターということで、今、お願いしております。以前ですと、池に行ったんだけどもかぎが閉まっておっただとか、いろいろトラ

ブルがあったわけですが、今現在は、土曜、日曜、祝日が9時から14時まで2名常駐していただいております。それから平日ですが、火曜日、水曜日、金曜日につきましては9時から14時まで、天気の都合もございますが、あけて今御利用いただいております、土曜、日曜、祝日ですと親子でお見えになるというようなことは聞いておりますし、昨年8月から2月までの利用者総数が500名の御利用があったという報告を受けておりますので、報告させていただきます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 通告がしてありますので順次質問しますが、131ページのごみ減量・資源化事業ということで、レジ袋の有料化がされましたが、それによって5円取られるということになったんですけれども、この5円というのは一体どこに行くんでしょうか、教えてください。

それから、金属・家電等処理委託料412万7,000円というのがありますけれども、不燃物の当番をしておりますと、この家電や金属類を収集していかれる人たちが何組かお見えになります。どういうものを持っていくのと聞くと、重そうなものを持っていくんだそうです。軽いものは持っていかないと言っていました。こういう人に持っていったら分というの、処理委託料はその分安くなるんでしょうか、どういうふうなんでしょうか。だから積極的に、例えば当番をやっているときに、こういう人たちに持っていった方がいいのか、それとも、それは持っていったらいいかと言った方がいいのか。現場では、多分、まちまちだと思うんですね。そこら辺は町としてはどのように指導をされていかれるのか、ちょっとお教えてください。

それから、こういう資源回収や有機資源再生などを行うことによって、町民にわかりやすくお知らせした方がいいと思うんですね。テレビを見ていると、資源回収だとか、いろいろエコという関係でいけば、最近よく指標になるのは二酸化炭素です。二酸化炭素の排出量を減らすか減らさんのかということがよく報道をされておるわけですが、こういうことをやることによって、例えば二酸化炭素の排出量はどの程度減るのかとか、そういうことを住民の皆さん方に私はお知らせすべきではないかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、失業対策の関係ですが、これは2008年中ですから、昨年中の愛知県の平均完全失業率というのは2.9%です。およそ11万5,000人の人が失業されてみえるんですね。これは2007年と比べると7,000人増加している。完全失業率の高いのは、15歳から24歳で5.2%、それから25歳から34歳で4.2%ということになっています。それから2月27日、これは愛知労働局の発表ですが、非正規切り、昨年の10月からことしの3月末までに行われる、予定も含まれ

ているわけですが、この数字が2万3,892人ということになっておりまして、1月末に発表されたものよりも4,000人近く増加しています。細かい数字は町の方にも、私、提供しましたが、派遣、契約、請負、その他ということで四つに分けて、さらにそれを期間満了、中途解約、不明という形で、三つの分類でさらに集計されているわけです。そういう状況がありますけれども、大口町の実態を個々にはつかんでいないという御答弁があったわけですが、私はこれは個々につかむべきだというふうに思います。つかんでいないというよりも、つかみたくないというふうに言った方がいいのかどうなのか、ちょっとわかりませんが、きちっと個々につかんでほしい。そうしないと、次の対策は立てられないと思いますが、いかがでしょうか。

それから137ページですが、今連日、中日新聞では西三河地域の農地転用を問題にしています。ごらんになってみえる方は御存じだと思います。平成19年度の決算によりますと、大口町の4条、5条申請は58件あり、これはすべて許可されています。これまでに許可されなかった事案というのはあったのでしょうか、お教えてください。

それから農業振興地域、俗に言う青地と呼ばれておるところだと思うんですが、これについては農地転用というのは認められるものなのかどうなのか、この点もお教えてください。

それから、そういう意味であわせて聞きますけれども、農業振興地域以外の、要するに白地ならば無条件で農地転用は認められるのかどうか、お教えてください。というのは、私の知っている人で農地を買われた人があるんですが、最近、宅地に転用しようと思ったら、法律が厳しくなって転用することができなくなったんだというふうに言われて、困っていらっしゃる方が一方で実はお見えになるんです。買われたところは大口町ではないんですけどね、お隣の市なんですけれども。どういうふうになっているのか、この点もお教えてください。

それから、平成19年度の調整区域での農地の許可事案というのは、さっき58件と言いましたけれども、そのうちの25件あると思うんですが、これは当然、土地改良等々も行われて、税金も投入されてきた土地であろうというふうに思うんですが、これまでそうした農地転用された土地に対して、例えば平成19年度だけでいいんですが、その土地に対してかけられた土地改良の費用は一体どのくらいになるのか、お教えてください。

それから149ページですが、砂利採取の監視です。私自身が目撃したんですが、昨年の12月28日の朝6時ごろですが、仲沖地内の砂利採取の現場で、朝6時という、この時期だと真っ暗です。ショベルカーが真っ暗の中、動いておりました。この日というのは、もう26日ぐらいからたしか御用納めだったと思うんですが、役場はもう既にやっていない、そういう日でした。こういうときに業者は動くのかなあというふうに、このときに改めて私は思いました。砂利採取の跡地の埋め立ては適正に行われているのかどうなのか、私は非常

に心配なんですけれども、この点についてはどうでしょうか。

それから、161ページのところに丸公園ネットフェンスというのがあるんですけども、この丸公園というのは一体どういう公園なのか。条例で例えば公園として、都市公園なら都市公園として定義のあるようにしてあるのかどうなのか。また、これからそういうふうにするのかどうするのか。ちょっとわかりませんので、お教えてください。

それから、163ページの木造住宅の耐震改修、耐震診断も含めてなんですけれども、なかなか耐震改修が進んでいないというのが毎回毎回の答弁だというふうに思います。進んでいないというよりも、私はもっと単純に割り切った言い方をすれば、この補助金がいかに使いにくいのかということではないかなあというふうに思うんですね。例えば、改修だけじゃなくて建てかえだとか、もっと広い範囲でこういう補助金を使えるように、逆に私はすべきじゃないかなあというふうに思うんです。そうしないと、いつまでたっても耐震改修も進んでいかないことになりはせんかなあというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、11時まで休憩といたします。

（午前10時45分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事（松浦文雄君） 131ページのごみ減量・資源化事業のレジ袋の有料化についての御質問でありました。レジ袋有料化につきましては、20年9月1日より有料化を進めております。業者との間において協定書の締結をしまして実施し、収益金については協定書の中で環境活動に使用することとさせていただきます。現在、町内で5店舗実施しております。有料化に伴って、店舗ではレジ袋の肉厚の変更等をされ、また原油価格の高騰ということによって、レジ袋による収益が生じた店舗は1店舗しかございませんでした。この1店舗については、現在、町に寄附金としていただけるとのお話を聞いております。その手続を今進めているところでございます。

続いて、金属・家電等処理委託料についての御質問です。不燃物当番の折に持ち去りをされる方がいるという事例は、今まで聞いたことがございます。質問の内容でございますけど、持ち去りをされた方においては、売れる部分と売れない部分があり、確かに持ち去りをされればその委託料が減るというお考えもございしますが、売れる部分を引き取られて、残った部分について、また不法投棄の原因にもなりますので、こうした持ち去りにならないように今後とも対

策を講じてまいりたいと考えております。

それと、資源回収、有資源の再生についての御質問でございますが、本町における今の対策については、当初、CO₂の削減という目的でなく、町内にある可燃ごみの減量という目的で取り組んでまいっております。今後、CO₂の削減についても検討し、その効果等を住民の方々にお知らせしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） それでは、大口町内における派遣労働者等の雇用どめ、あるいは解雇の個々の数字を把握する必要があるのではないかということで御質問いただきました。やりたくないとか、やりたいということではなくて、もしそれをやらなければ事業の組み立てができないというものであれば、当然、把握をする必要があると思いますけれども、事業の組み立てについてはハローワーク等と協議をしながら、何が一番必要なのかということを考えて、この間、事業の組み立てをしてきたつもりでおりますので、これがなければ次の対策が打てないということではないと思いますので、その点を御理解いただきたいと思っております。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 吉田正議員さんより質問いただきました農地転用に関係した質問を、順次お答えさせていただきます。

平成19年度、大口町の農地法4条、5条の申請が58件あったと。すべて許可されておるがということでございますが、これにつきましては平成19年度の主要施策から数字を拾われたと思っておりますが、間違いなく58件処理させていただいております。なお、大口町で私の知る範囲で不許可になった案件はございません。念のためと思ひまして、愛知県の方に確認をさせていただきましたが、愛知県もございません。この理由といたしましては、当然、窓口で事前に審査、事前に調整させていただきますので、許可の見込みのあるものしか受けておりませんので、こういう形になるというふうに思います。

続きまして、農業振興地域についての農地転用は認められることなのかということでございますが、順序的には、農業振興地域の除外、いわゆる農振の除外から始まって農地転用、都市計画法の許可という段階を踏んでまいりますので、農地転用の見込みのあるもの、それから都市計画法の許可の見込みのあるものについてのみ農業振興地域が外れていくということで御理解いただくと幸いです。

なお、白地ならば無条件で農地転用が認められるかということでございますが、白地と申しますのは、農地法で言っておるわけございまして、これのほかに用途地域、いわゆる都市計画法で言う用途地域がございますので、白地ならばすべてオールオーケーというわけにはまい

りませんので、用途地域区分により許可要件が変わってまいります。

それから、平成19年度で調整区域内の農地転用事案が25件あると。この土地にかけてきた土地改良費はどれくらいになるのかという御質問でございますが、これにつきましては実は中日新聞の記事が西三河地域の農地転用問題を取り上げております。これにつきましては、農地改良後、すぐ1年で転用してしまうだとか、非常にセンセーショナルな記事になっておるわけですが、大口町といたしましては昭和40年から県営圃場整備に着手しておりますし、その後、団体営等で圃場整備を進めてきておまして、かなりの経過年数がたっておりますので、経済価値というんですかね、幾ら投資したかといったものの数字は把握しておりませんので、御了承いただきたいと思います。以上でございます。

議長（吉田正輝君） 建設課長。

建設課長（鵜飼嗣孝君） それでは149ページ、砂利採取監視嘱託員報酬に絡んでの御質問です。昨年12月28日、朝早くから動いていたがどうかと。また、適正に行われているかということでございますが、この砂利採取につきましては、ちょうど昨年12月26日に業者の方からお話ございました。それ以前につきましても、建設課の方から早く戻せということで指導してまいりましたが、なかなか動かなかった状況でございましたが、地権者の方から平成21年には耕作がしたいという申し出があったということで、26日に来まして、早急に戻さない間に合わないということでお話がありましたので、こちらの指導に従ってやれということでお話ししまして、28日、29日まで作業をしていることはこちらで事前に話は承っております。また、埋め戻しにつきましては、今の嘱託員が随時監視しておまして、指導しながらやっておりますので、今のところ間違いはないというふうに確認しております。

また、現在は埋め戻しが一たん終わりました、田に戻す前の転圧中ということでございます。一番広い真ん中の部分につきましては、ちょっと田植えがぎりぎりという見込みでございますが、ほかにつきましては田植えに完全に間に合うだろうということで思っております。

また、業者の方から、やはり近隣の住民の目、また大口町の条例によりまして、こういった作業が難しいということで、新規の予定はないぞということで聞いておりますので、よろしく願いいたします。

議長（吉田正輝君） 都市開発課長。

都市開発課長（野田 透君） 吉田正さんから御質問いただきました。161ページにあります丸公園の関係でございます。丸公園は一体どこにあるのかということでございますが、これは中学校の野球グラウンドの西側に、通称、西武社宅と言われておりますが、その西北角に中電の鉄塔がございます。その下のところにあるものでございます。これは住宅開発に伴っての緑地公園ということで、大口町が寄附を受けて、これは平成5年に寄附を受けたものでござい

ますが、そういった形で寄附を受けて管理をしておるといふものでございます。

都市公園条例等での定義はどうかというようなことではございますが、都市公園にはなじまないというふうに判断しておりますので、こういった形での管理をしていきたいと。ほかに四つほどございますが、こういった管理でしていきたいというふうに考えております。

それから163ページ、耐震の関係でございますが、耐震診断、耐震改修費、これは非常に使いつらいものではないかというようなことで、建てかえにも充当できるようにしたらどうかということではございますが、やはり建てかえは耐震とは考えておりませんので、こういったものに充当ということは考えておりません。ただ、こういった耐震診断、それから改修について、今も町のホームページからも見られるようにしてありますし、こういった補助制度があるよということでは広報等にも定期的には載せさせていただいておりますが、さらにPRをしてまいりたいというふうには思っております。よろしくお願いたします。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 失業対策なんですけれども、愛知労働局、これは厚生労働省の愛知県にある地方の役所なわけなんですけれども、ここが毎月毎月、派遣切り等々の状況をつかんで数値として上げているわけです。これは愛知県全体なんですけれども。最近では、派遣社員だけでなく契約社員にも広がってきているんですよ。契約社員というのはどういうことかといったら、直接雇用された人たちの中で契約期間に定めのある、例えば期間工と呼ばれる人たちも多分その中に入ってくるんじゃないかなというふうに思います。

この中身を見ますと、期間満了で切られる人が今多くなってきていますけれども、派遣村で問題になってね。それでもまだ中途解約というふうで切られる人もまだ大勢見えるんです。派遣、それから契約、請負というふうで、足していきますと2万3,892人のうち、およそ6,000人強ですね、そういう状態になっています。それから、新聞報道されていまして、多分、実名を出してもいいとは思いますが、例えばオークマという会社がありますね。この夏ぐらいには、そういった派遣社員等がおおよそ1,500人ぐらいお見えになったそうです。それを3月までには600人ぐらいまで減らしたいという新聞報道もありました。だから、一番多いときには1,500人ぐらいおったということらしいんですね。それを600人ぐらいまで減らしたい。そういう新聞報道がされています。つまりオークマ1社だけで、要するに900人も雇用が少なくなっている。そういう実態がやっと大口町の中でもこの新聞報道で、この1社だけがわかっているような状態なんですね。900人といったらすごい数ですね。こういう実態を調査せずに、一体どういう対策をとるんですか。ハローワーク等々、この愛知労働局の統計もそうなんですけれども、これは労働局に届け出がされた数なんです。だから、届け出がもしされていなければ

ばカウントされないんですよ。だから、テレビでも新聞でもよく読むとわかるんですけども、これは実態ではないんですよ、こういう数字というのは。実態はもっとたくさんあるだろうというふうに、全部そういう報道がされているはずですけども、これは届け出がされている数だけなんですよ、わかっている数というのは。じゃあ届け出されていない数というのはどうなっているのかといたら、やみの中なんです。だから、そういうところをつかんでいる数字だから、それで十分なんだということは言えないんです。だから、やっぱり大口町の町内の名立たる、せめて上場企業、それに準ずるような企業においての実態調査は、私はすべきだと思うんですよ。そうしないと、またこの数字ももっとこれからふえていきますからね。1ヵ月でとにかく4,000人も愛知県全体でふえていく状況なわけですから、これはわかっておるだけの話なんです。だから、そういう意味では、私は調査すべきだと思うんです。つかんでください、実態を。つかまなくてもいいなんていうことは、私からしたらあり得ないことだし、町としては町内に住んでみえる人たちの生活を守る、そういう意味では町はよき保護者でなければならないというふうに私は思うんです。そういう意味では、まず実態をつかむ。そこからぜひ入っていただきたいというふうに思います。

都市計画マスタープランというのも酒井久和議員から今質問がありましたけれども、私もこれについて質問しようかなとは思っていたんですけども、農地転用について質問させていただきました。さっき野田課長の方からも、非常に農地転用等々、こういう問題と都市計画のマスタープランについては非常に密接な関係があって、これから調整してやっていきたいというお話があったわけですけども、本当にそのとおりだなあというふうに思います。また、地方分権と言いながら、小さいまちには市街化区域だとか、市街化調整区域だとか、そういうものをまちで決めることができないだとか、いろいろ制約はあるんですね。その限られた制約の中で、秩序ある開発というものも行いながら、また一方で農業もどう守り、守るどころではないですね。これから発展させて、食料自給率を上げていくというふうでいつも町長さんは言われるわけですから、発展させていかなければならない。そういう面も一方で持ってみえるわけですので、そういう意味では、ここら辺のバランスのととり方というのは一体どうやってこれからやっていくのか。ちょっと私自身もはっきりとしたものがなかなか見えてこないわけですけども、ぜひそうしたものが私のような素人でも、都市計画のことについてはあんまりよくわからんわけですけども、素人でもわかるようなプランをぜひまたつくっていただければなあというふうに思います。

それから、ごみの減量ですけども、金属類等々、持ち去りはいかんというお話があったわけですけども、だとするのであれば、持ち去りはいけませんよということで御指導いただかないと、私はてっきりこういうのを持っていってもらえれば処理委託料も安くなるのでいいの

かななんて単純に思っておったんですけれども、そうではない。不法投棄が逆にふえて、それは問題だというお話ですので、持ち去りはいかなのなら、いかなということであるのなら、そういう指導は一体どういうことで行われるのか、それも御答弁、もう一度いただけますか。

議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） それでは、派遣切り、あるいは雇用どめ、解雇に関しての実態の数字を何とかつかめということで御質問いただいております。これにつきましては、先ほども申し上げましたように、私ども大口町を管内としております犬山のハローワークでの打ち合わせの中で、例えば人数として何人ということではないんですけれども、先ほど申し上げましたように、3月についてはさらに悪くなるという状況、あるいは現場の派遣労働者から事務系の派遣労働者にそういった調整が移ってくるというお話、あるいは派遣会社そのものの中の正規の従業員についても雇用調整に入っていくのではないかというような話を聞く中で対策を考えておるということでもあります。

例えば、今回でも12月の早い時点で、今回の失業というのは、職を失うことは住むところを失うということだと。そういう住むところを失った場合に、職業のあっせんとか、生活保護についても非常に難しい問題が出てきてしまうということで、とにかく住むところを確保するというのが今回の失業対策の一番大事なポイントですよというところなんかをハローワークで示唆を受けまして、そうした中で組み立ててきたことだったわけです。それが、今やってみると、住むところがないという人が非常に多いということで、そういう見込みを立てられたということについてはよかったかなと思っております。やっぱり事業を組み立てていくというのは、何人がというよりも、大きな流れの中でどうしていくのかということが必要になるのかなということを考えておりますので、必要であればもちろんそういう調査もしますけれども、それをして、例えば100人多くなったからどうするかという話ではなくて、やっぱり本質的な部分を見てどうしていくのかということが事業の組み立てには必要になってくるのではないかというふうに考えておりますので、引き続きそういう意味でのモニターというんですかね、状況は把握しながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事（松浦文雄君） 資源回収の関係で、持ち去りはいけないということで、先ほど答弁させていただきました。この対策方法につきましては、早い時期に検討させていただいて、御連絡できるか、そんなような検討をしていきたいと思っております。よろしく願います。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） その実態把握は把握で私は努めるべきじゃないかなということは思います。例えば、大口町の場合は人口以上に人口があるんですね。要するに、昼間人口という人口がありますけれども、それも大口町の失業対策、雇用対策の対象者になっていくんだということですよね。だから、そういう意味では住民票に載っている人以外の人たちも対象にしなくてはいけない。それは先ほど大森参事さんが御説明いただいたとおりなんですね。だから、そういう意味ではやっぱり実態を把握しないと、わかりにくい部分が私はあるんじゃないかなというふうに思うんです。例えば新年度の予算書を見ても、個人町民税も減少ですけども、多分、これは金額だけが減少していくのではなくて、納税義務者全体が減少していくような状況が多分見てとれると思うんですね。それは住民票等々を見ていけばわかるわけですけども、住民票を相手にできない事業ですので、大口町が実際に立ち向かわなければならない相手の大きさというのが一体どんなものなのかということをつかれない中で、今、対策をせざるを得ない。そういう状況に私はなっているんじゃないかなと思うんです。だから、そういう意味では、私は実態の把握というのはつかんでいくべきではないかなあというふうに思います。多分、答弁は変わらぬと思いますので、答弁はいいですけども、しかし、そういうことをぜひ心がけて、今後、事に当たっていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 145ページですけども、緊急保証制度の融資保証料が載っております。緊急な経済悪化で苦しむ中小企業の方たちの資金繰り円滑化対策ということで行われておりますけれども、多分10月からだったと思いますけど、この利用者がしっかりとふえていることだとは思いますが。この現在までの状況をお尋ねしたいと思います。

それから、131ページのごみ分別の報償金のところで、先ほども質問と御答弁がございましたので、その中でちょっと思うことがありまして、リサイクルの意識を高めていくという意味では、しっかりいろんな方法をとられて、皆さんがリサイクル回収をしていこうというふうにいろんな施策が進められているということで、先ほどのお買い物袋も大体皆さんもしっかりと自分で必ず持っていくというふうに定着がされつつあるということで、そういった意識はすごい皆さん変わっていかれたなというふうには考えております。その中で、ポイントがたまるとお金に交換ができるということの考え方ですけども、こういったいろいろとリサイクル商品だとか、いろんなものがあると思うんですけど、ポイントをお金に交換をしていくという考え方について、今後、ずうっとこういう考え方でいかれるのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

それから、139ページの農産物コンテストの記念品が去年は20万だったように思います。ことしは4万円ということで、いろいろ農業の一つのイベントとしてこういうコンテストをされていると思いますが、この4万円に減ったということは、ちょっと内容を教えていただきたいと思います。以上です。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 柘植議員さんからの御質問にお答えさせていただきます。

商工業振興事業の中で、21年度から新たに緊急保証制度融資保証料と緊急保証制度利子補給金を新設させていただいております。これにつきましては、去年の10月31日から国の施策で緊急経済対策をやっておるわけですけれども、それに対して大口町は12月25日から始めさせていただいた分を計上させていただいております。現在の件数が、資料を持ってきたはずなのですが、ちょっと今、手元にございませんので、後で報告させていただきます。状況といたしましては、年末、若干多いというふうに感じましたし、2月に非常に数字が伸びてきました。見当がつかせませんが、これだけ上げさせていただいて動くということでございます。さらに財政的に、同じ商工振興事業の中で、今まで行っております商工業の振興資金の融資、それから商工業の振興資金の利子補給金が同じ事業の中で組まさせていただいておりますので、状況に応じては節内で流用しながら柔軟に対応していく予定でございますので、よろしく願いいたします。

それからもう1点、コンテストの金額が減っておるということでございますが、実は20年から始めさせていただきまして、いろいろ私どもも調査したり、先進地へ聞いたりしていろいろやってみたんですが、エントリーは結構多くございました。ここで商品として何を皆さんが喜んでいただけるかという検討をしたときに、実は有機飼料がいいということになりまして、有機飼料を配布させていただき、農業に使っていただくというようなことがございましたので、ことしの予算を4万円にさせていただいております。事業を縮小したとかそういう意味ではございませんので、御理解の方をよろしく願いいたします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事（松浦文雄君） 柘植議員さんから御質問いただきました。リサイクルとレジ袋の関係でいただきました。

レジ袋については、先ほど答弁させていただきましたとおり、かなり辞退率というのが、マイバッグを持ってきて辞退をされる方の統計はもう数値で出ておりますので、89.何%という数字で、ほとんどの方がマイバッグを持ってきてみえます。

それと、スタンプ制度、有資源のリサイクルセンター等に持ってみえる方、また地区で出さ

れるスタンプ制度の全部の考え方について、今後どうされるかという御質問であったと思います。3,000円の報償金については、資源の分別徹底への動機づけと考えており、永遠というわけにもまいりません。いましばらく続けていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) 緊急保証制度ということで、皆さん、いろんな相談もございますけれども、まず本当にどこへ相談していいかわからないという方もお見えになります。そして、銀行なんかとお話ししても、保証協会や金融機関が消極的な態度をとられる場合もあるということも実際にはあるようでございます。そういった意味で、貸し渋り等の苦情は町の役場の方には入っているかどうか。それがもしありましたら、お尋ねしたいと思います。

それから、商品としてポイント制の3,000円ということでもありますけれども、私が心配しているのは、お金がいただけるから一生懸命集めていただく。しかし、これがなくなったときに、減っていくということがあってはいけないなというふうに思います。なので、実際、リサイクルを皆さんにさせていただいたときには、前もお話したかもしれませんが、大体ポイントがつくと、アピタとかでは100円ですね。1枚全部ポイントとためると100円引いていただけるんですね。それか、いろんなリサイクルでつくった商品を景品として上げるとか、そういったいろんな考え方があると思うんですが、ただ、リサイクルを皆さんに意識づけていただくのは結構なんです、お金を返還するというのはどうかかなというふうに思います。そういった声も若干お聞きしておりますけれども、できればそういった形ではなくて、皆さんにリサイクル商品を、皆さんが頑張ってリサイクルをしていただいたもので、こういう商品がつかれるんですよというものを提供していったら、さらにリサイクルの輪が広がっていけばいいのかなというふうに思います。なので、基本的な考え方として、そういう考えの皆さんもあるということをご提案しておきます。以上です。

議長(吉田正輝君) 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 柘植議員さんからの2回目の質問にお答えさせていただきます。

中小企業の緊急支援事業に関して、貸し渋り、貸しはがしが無いかという質問だったと思うんですが、私どもの窓口の方へは、貸し渋り、貸しはがしの件は聞いておりません。この貸し渋り、貸しはがしの件で聞きましたのは、昨年緊急対策前、いわゆる責任共有制度と申しまして、信用保証協会の保証、それから金融機関の保証が責任を共有しますという制度がありました。その当時にそういった話は若干耳にしたんですが、このところ、貸し渋り、貸しはが

しに関する苦情は一切受けておりませんので、報告させていただきます。

それから、先ほど答弁が漏れました現在のセーフティーネットの件数でございますが、昨日までに51件の申請を受け付けさせていただきました。51件すべて認定を付し、信用保証協会の方へ送達させていただいておりますので、御報告申し上げます。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) ありがとうございます。今後もそういった方たちがもっとふえていくと思いますので、今、大口町でもきめ細かな対応をしていただいております。なお一層そういった対応に、皆さんのそういったことに対してはきめ細かな対応でぜひお願いしたいと思います。以上です。

議長(吉田正輝君) 環境建設部参事。

環境建設部参事(松浦文雄君) スタンプ制度の3,000円の報奨金でありますけど、先ほど答弁させていただきましたように、リサイクルの減量化に向けての町の施策で始めたことありますけど、いま一度、お金をお渡しすることの御意見がありましたので、もう一度考えて、ほかの方法があるか検討させていただきます。よろしくをお願いします。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 齊木一三議員。

10番(齊木一三君) それでは、1点だけちょっとお尋ねをいたします。

141ページ、農業振興費の中の負担金、補助金の5.農機具利用助成金、新規にこれは上がっているかと思いますが、先ほど来、農業についてのいろんな質問があったわけですが、農業が見直されまして、団塊の世代の方々の退職が始まりまして、家庭農園だとか、ふれあい農園、いろいろなことをやってみえるわけですが、そういった方々がちょっとした農業でも農機具がないとできないということで、いろいろ苦慮をされておられるわけですが、この補助金の農機具利用助成金は一体どんなものなのか、ちょっと説明を願いたいですが、よろしくをお願いします。

議長(吉田正輝君) 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 齊木議員さんから御質問いただきました141ページの農機具利用助成金10万円についてでございますが、これにつきましては町内の農機具店さんと去年から打ち合わせさせていただいておりますが、このスタートは、いわゆる今、齊木議員さんも言われたとおり、きっかけづくりとして、どうしても機械が要するということがございましたので、いろいろ内部で検討を重ねたんですが、その機械を町が持って、町から貸し出すとなると、メンテナンスの問題、それから部品の問題等々いろいろある。そこにひっかか

ってあったわけですが、実はその相談を町内の農機具屋さんと相談させていただきました。ただ、いろんな条件というか、細かなところでまだ詳細は詰め切れておりませんが、一つ大きな条件として出たのが、大型農機具の貸し出しだけはやめてくれと。といいますのは、農機具店としてのなりわいそのものに影響を与えるという御意見がございまして、そのところはまだ詰め切れておりませんが、耕運機、草刈り機等の小型農機具については、ぜひ協力したいという協議が調っておりますので、21年から農機具店で借りていただいて、それに対して助成する。利用者については自己負担、半日幾らですとかいう形で利用料金を払っていただくという形で進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 齊木一三議員。

10番(齊木一三君) ふれあい農園程度ですと、大型機械とかそういうのは必要ないかと思いますが、そういう中でも改めて農業に親しもうとかいろんな方が見えるわけで、ふれあい農園以上のそういった農産物をつくりたいというような方も見えるわけですが、今お聞きしますと、小さな農機具程度でというお考えですが、趣味程度でやられる人、また本当に小さな農地を借りて耕作してみえる人、なかなか軽トラまでないわけですね。だから、借りたいと思っても、また運搬してこなきゃいかんと。そういったときの車、そこら辺がまたネックになってくるわけですね。そこら辺もあわせて考えていただくと、本当にありがたいなと思うんですが、そこら辺はどのようにお考えですか。

議長(吉田正輝君) 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 2回目の質問になりますが、農機具の運搬に関する軽トラックの話でございますが、実は農機具屋さんは軽トラをお持ちいただいておりますので、それを使っていけるような形で打ち合わせを進めていきたいなというふうに考えおりますし、ただ、多分いろんなケースが出てくると思います。例えば自宅に届けてくれんかだとかいう形になると、それに対する費用をどうするんだとかいう話。いろいろ出てくると思いますけれども、そこら辺も含めてレンタルができる、ただ、これは法律が多分、またいろいろひっかかってくると思いますけれども、そこら辺を調整しながら、なるべく借りやすい、気軽に行けるような形を仕組みかなというふうに考えておりますので、御理解の方よろしく願いいたします。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 酒井廣治君。

6番(酒井廣治君) ちょっと単純な質問でございますが、147ページをお願いいたします。

委託料のところに尾北自然歩道整備工事が昨年より39万5,000円ばかりオーバーになっているような金額が組んであると思いますが、それはどのようにしてこんなようになったかが1点目。

それから、15番にあります工事請負費ですね、同じようにあります。2,638万9,000円組んでありますが、今年度はどこの工事をどこまでやるかをちょっとお聞きしたいということと、これが来年度、完成した暁には自然歩道はどれくらいの完成度になるか、お知らせを願いたいと思います。

それから149ページでございますが、149ページの真ん中ほどの13番、委託料、ちょっと項目がわかりませんからお教え願いたいと思いますが、単価配信システム保守管理委託料54万とありますが、これはどんなような内容かお教えください。

それから、その下にあります、負担金の一番下に7番というところがありますね。積算単価配信等システム運用業務、これは41万8,000円組んでありますが、これも同じような内容かと思いますが、一遍御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 酒井廣治議員より尾北自然歩道の関係で御質問いただきましたのでお答えさせていただきますが、委託料につきましては昨年と大体同じような形になります。若干上がっておるのは、設計委託料が工事費に対して上がっておる部分があるのかなと思われま。委託料については以上でございますが、工事請負費でございますが、2,638万9,000円計上させていただいております、これにつきましては平成4年から実施してきております観光施設、県の補助を受けて尾北自然歩道事業に着手してきたわけですが、平成21年、来年、平和橋から長年橋432メートルを施行させていただくことで、当初の事業実施計画がすべて完了するというところでございます。平成4年から18年をかけてやっと完了するというところでございまして、整備区間は約5,600メートルの完了がするというところでございます。昨年の平成20年の距離でございますが、新田橋から平和橋まで322メートル、現在施行中で、間もなく完了という運びになって現在進めておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（吉田正輝君） 建設課長。

建設課長（鵜飼嗣孝君） それでは、149ページにあります単価配信システム関連の御質問でございます。まずもって負担金であります積算単価配信等システム運用業務ということでございますが、こちらは県主体で行われております都市開発公社の方でシステムを運営しておりますので、それに対する負担金でございます。

また、委託料にあります単価配信システム保守管理委託料につきましては、それぞれの市町村でパソコンを持ってあります。その保守管理の委託料でございますので、よろしく願い

いたします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） 以上で、款4.衛生費、項1.保健衛生費、目4.環境衛生費から款8.土木費までの質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、午後1時30分まで休憩といたします。

（午前11時45分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後1時30分）

議長（吉田正輝君） 質疑者の質疑が長くなっておりますので、議事運営の立場から注意させていただきます。質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いいたします。

続いて、款9.消防費、予算に関する説明書の162ページから171ページまでです。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田進君） 消防施設の件についてお尋ねをいたします。各地区にある火の見やぐらの取り扱いについてお尋ねをいたします。

19年度の区長会を通じて、火の見やぐらの実態調査がなされたと思いますが、その後、20年度の区長さんに聞いても、役場に聞いても、何も対応がされていなかったということで、1月末に私がお聞きしましたところ、2月の終わりごろになって、どうも区長さんの方へ何らかの連絡がとられたようでありますが、調査結果はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 土田議員さんの御質問ですが、地区で管理してみえる火の見やぐらを今後どうされますかというようなアンケートを実施いたしました。それで、しばらくは存置する、あるいは撤去したいというような項目でして、各地区から出てきたわけですが、豊田区については昨年の年度内には出ておりませんでした。そこで、改めて20年度の区長さんに声をかけまして出していただきました。豊田区では5基ありまして、そのうちの1基については撤去したいというような回答でした。以上です。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田進君） 火の見やぐらは、以前は火災等の場合に半鐘を鳴らしたり、地区に火事を知らせたりという意味で、それなりの貢献をしたものだとは私は認識をしておりますが、役目が現在では終わっているかもしれませんが、現在では半鐘も鳴らすこともありませんし、地区のシンボリックな意味しかないかもしれませんが、私の地区にある火の見やぐらも、明治40年ごろに生まれられた、地区から出られて事業で成功された方3人によって昭和31年に建てられ、50年が経過をし、一度塗装をし直しましたが、やはり相当老朽化が進んでいて、近くの民家から心配の声が上がって、どうしたものかということで、この火の見やぐらが消防の施設として町としては見てみえるかどうか。町道の上に長いこと建っていて、それなりの貢献をしてきたものだとは私は思いますが、町道の上に建っている火の見やぐらに対する見解をお聞きしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） アンケートの結果から、今、議員が言われるように、役目を果たしたと地元で判断されるような火の見もあるかなと思います。各消防団の消防車庫のすぐ近くには、それぞれ火の見やぐらがありまして、そこでは消防団が消火活動を終えた後にホースを干すように火の見やぐらを使用しております。それ以外の地元で管理してみえる火の見やぐらについては、役場の方も、消防団でも、あるいは消防署の方でも、お借りするとかいうようなことはありません。地元の方が、昔からといいますか、以前は使ってみえたんではないか。例えば自警団とかそういったもので使ってみえたんではないかと思いますが、地元の御判断により不要だというような判断がつけば、撤去されることについては町としては異論はございません。

それで、今の質問の中で、町道に火の見やぐらが建っておることについてという御質問であります。本来ですと、公共用地、あるいは地元の土地に建っているかなと思いますが、道路というのは、当然、車両の通行に供する敷地でありますから好ましいものではないんですが、豊田のそのの現地といいますか、小折新田のそのの場所というのは、道路が歪曲といいますか、ちょっとカーブしておりまして、実際は車両の通行に供していない部分に設置されており、通行に支障はないようにも思います。ただ、その通行量にもよるわけですが、行き来する対面からの車両が来れば、片方ではやっぱり事前に手前で待機しないと、すれ違えないこともあるかなと思います。その当時にどのような状況で建てられたのか、そういったことが私どもでもつかめません。現在ですと、当然、道路管理者の占用許可というようなものが必要かと思っております。ですので、当時の建った経緯等については私どもはわかりかねますので、現在どうかと言われると好ましいものではないと、そのように思います。以上です。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8番 (土田 進君) 取り壊すにも費用がかかりますし、あと、整地の問題もあると思います。今後、取り壊しをするところ、今後も地区のシンボル、あるいは所によっては拡声器等をつけて地区への連絡とか、そういうことにも使っているようでありますので、この際、火の見やぐらの取り扱いについて、統一見解を出される気持ちはありませんか。

議長 (吉田正輝君) 行政課長。

行政課長 (前田正徳君) アンケートでお願いしましたように、今後の存置、あるいは撤去の方針は、地元で決めていただけたらと思います。その上で、費用がかかることはわかります。そういった費用について、町の方で何とかできないかという声も聞いたこともあります。今現在、私どもで行政区交付金というものがありますが、その中で対応できるものならというふうなことは思っております。例えば、今年度、今、各地区から実績報告が出ておるわけですが、その内容を見てみますと、その中には、簡易消火栓の移設、これも10万で済まないような金額ですが、そういったものやってみえる区もありますし、あるいは防火井戸というんですね、昔の防火井戸の撤去というようなものを防災のくくりの中で実績として上げてみえる区もあります。そういった中で、火の見の撤去費用等について、含めて申請していただけたらと思います。

町域で統一的な見解というのは、特に行政から強制はいたしませんので、各地元の方でお決めいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 (吉田正輝君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1番 (吉田 正君) 165ページの消防用備品購入費ということで、小型ポンプつき積載車4台、車がNOx法期限を平成21年10月に迎える。こういう御説明があったわけでありませうけれども、この小型ポンプつき積載車というのは、そもそも耐用年数というのは何年ぐらいなんでしょうか。

それから、町のバスも後づけ装置というのをつけて延命させたと思うんですけれども、このポンプつき積載車については、それに適合する後づけ装置というものはあるんでしょうか、ないんでしょうか、お教えてください。

それから、169ページのところに防災行政無線戸別受信機ということで、たしか140台分購入するという説明が予算の概要の中で説明があったと思いますが、既に戸別受信機というのは設置されておられる家があるわけですが、こうした戸別受信機についての更新の時期とい

うのではないのでしょうか。例えば、これまでに何台購入して、そして現在、何台現存しているのか。こういう実態調査を私はすべきではないかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 吉田議員さんの御質問にお答えします。

小型ポンプつき積載車であります。耐用年数につきましては、通常の車両ですと6年ということも聞いておりますが、その更新時期であります。役場の公用車については15年、あるいは10万キロを更新の目安というようなことを聞いております。ちなみにこの小型ポンプつき積載車は平成6年10月に購入しておりますので、現在、14年と6ヵ月ということで、間もなく15年を迎えるわけです。

それから、後づけ装置ということですが、これも予算に計上する前に調べてみたところ、1台で100万以上するというようなこともありまして、100万で何年もつかないということもありまして、新規で購入の予算を計上させていただきました。

次に、無線機の受信機ですが、更新の時期は特に定めておりません。それで、随時、毎年毎年補充してありまして、それを充てております。これまでに何台購入したということですが、初めての導入が平成3年に導入し、平成4年4月1日から供用開始してあるわけですが、この3年のときに4,200台購入しております。そして、平成4年、5年の資料がちょっと見当たりませんでした。平成6年からこの平成20年度までに1,140台ということで、平成4年、5年を飛びますと5,340台ということですが、現在の設置台数が5,735台あります。私どもの役場にある在庫が70台ということで、設置されている5,735台と在庫の70台を加えますと5,805台ということで、この5,805台が現存の数だと、そのように認識しております。以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田正君） 消防ポンプつき積載車というのは、15年ないし10万キロを目安にするということなんです。この15年に近づいているのは近づいておるわけですが、走行距離というのは一体どのくらい乗られたものなんでしょうか。

それから、後づけ装置を取りつくと、たしか10万キロほど、その後づけ装置で多分乗れるんじゃないかなあというふうに思うわけですが、その後づけ装置を取りつけた方が有利なのか、それとも新車に取りかえてやった方が有利なのか、そういった検討というのは実際されたんですかね。あんまりされていないような感じがするんですけども、後づけ装置は確かに百二、三十万ぐらいするんだと思うんですけども、取り付け費用も含めると。ただ、言われていることは、10万キロ程度はそれでまた乗れるというようなことも一方で聞いているわ

けですけれども、そこら辺の兼ね合いはどうなんでしょうかね。今まで走行距離としてどのくらい乗ってあるのかちょっとわかりませんが、それもちょっと教えていただいて、その上で聞きたいんですけれども。

それから、あと防災行政無線の戸別受信機ですけれども、5,805台が現存するだろうということなんですけれども、これは確認したんですか、1軒ずつ。1軒ずつ確認したものなのか、それとも今まで購入したものを寄せて出された数字なのか、どういうふうなんでしょう。例えば、この5,805台というのは、大口町における普及率、これは一体どのくらいの普及率になるんですか。私の認識としては、戸別受信機ということで、防災行政無線、すべての世帯の皆さん方に防災上のお知らせを各家庭に伝えるために設置されているというふうに思うんですけれども、これはすべての世帯に、100%の世帯に設置はされているんでしょうか。もし設置されていないとすれば、いろんな情報において遺漏を来す。要するに、伝わらない世帯も出てくるというふうに思いますけれども、そういうことでいいんでしょうか、教えてください。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 初めに積載車の方ですが、走行距離につきましては今把握しておりません。

それで、後づけ装置をつけて乗る場合と新車を購入する場合との比較であります。先ほど言いましたように、後づけ装置が100万以上するというのと、役場の公用車が15年あるいは10万キロということで、15年にもう達するというところもありまして、買いかえの方を選択したわけでありまして。距離については、担当からも聞いておりますが、10万キロには達しておりません。

それから無線機の方ですが、把握といいますか、まず役場へ見ると貸与申請を出していただきます。世帯主の方に出していただいて、私どもから貸与書といいますか、そういった書類を渡しまして、一緒に無線機を貸与するわけです。そういったものをパソコンに入力しまして、貸与している戸数が、どこのだれに貸しておるかということがすべて管理されております。五千何軒に電話したとかじゃなくて、私どものパソコンに管理しておる台帳の数字が5,735台あります。

これの全世帯に対する普及率ですが、現在の世帯で割りますと75%ということでございます。町内の4分の3の世帯が設置してみえると、4分の1はまだ設置されてみえないということとなります。当然ながら、防災の面でも、あるいは町のお知らせを流す面でも、すべての世帯に無線機を取りつけていただきたいわけですが、当初、平成三、四年ごろから無線機を貸与するわけですが、それで貸与されて無線機を、電源を差すだけで済むんですけれども、それが感度が悪いというような話も当時はありました。そういったところにつきましては、アンテナを軒

下等に取りつけて聞いていただきたいなというようにお願いしておったわけです。そういったことで、アンテナを取りつけるならまあいいわと言われる方もありましたし、無線機の必要性について、まだ認識が薄いところもあるかなということも思います。今年度、緊急地震速報といいますが、Jアラートの方も整備を進めておりますので、そういったことから広報の方で大口町のあらゆる世帯といいますが、多くの世帯にぜひとも無線機を取りつけていただけますよう広報でPRを進めてまいりたいと思います。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 防災行政無線のことでもう一回聞きますけれども、例えば私自身は大口町に引っ越してきたのが平成6年だったんですけれども、そのときに防災行政無線というのを知っていて、じゃあ申請したかといったら、申請していないんですよ。私、いただいたのは議員になってからです、防災行政無線。そのときに、ああ、そういうものがあるんだということでもいただいたわけですが、例えば家を建ててこちらへ引っ越してこられるような人だと、まだ住む前に住宅ローンだとかそういう手続をとらなくちゃいけないもんだから、住所だけとりあえず持ってくるんですよ。そうすると、その段階ではまだ住んでいないもんですから、実際には、でも住んでいないのに住民票だけ持ってこいというんですから大きな矛盾なんですけれども、しかし、そういうことでこういうものがもともと手に入らない人というのは大勢いると思いますよ。私の身の回りのところでも、そういう無線があるんですかなんていって、もう何年も前からあるんじゃないのって。例えば、子供たちが修学旅行で帰ってきたら、その無線でお知らせしてくれるよとか、老人クラブの旅行が帰ってきたよとか、そういうのもいろいろ使われていますよね。そういうのでお知らせしてくれるんだよと言うと、ええ、そうですかという話になるんですよ。結局、伝わっていないというのかね。転入のときにもそれも伝わっていない。そういうことというのは、僕は往々にしてあるんじゃないかなあというふうに思います。だから、普及率が75%というのは、伝わる人が4人のうち3人伝わればいい方で、要するに4人のうち1人は伝わらないということになっちゃうんですよ。だから、この普及率が出てきているんだろうというふうに思うんですけれども、だとするならば役場の方で把握してある、パソコンに入っておるわけでしょう。ということは、逆に引き算すれば、要するにこのうちとこのうちとこのうちには防災行政無線の戸別受信機がない家だということがわかるわけでしょう。違いますか。じゃあそういうところに通知をして、受信機を取りにきてくださいと言えいいじゃないですか。広報に載せなくても別に、わかるんですから。違いますか。パソコンに入っておるんだしたら、なぜそれを今までやらないんですか。それを私はやるべきだと思うんですよ。そうやって、いざ災害のときには、町からの情報がどこの御家庭でも防災行

政無線によって情報が入る。そういう形にしないと、せっかくJアラート、要するに地震速報ですね、地震が来る前に地震が来るぞとわかるやつですか、そういうのを導入されたとしても、宝の持ちぐされになっちゃうんです。だから、逆に入れてあるところを引き算すれば入れていないところがわかりますから、そういうところに個別に受信機を取りに来てくださいますと、そういう指導をしてください。どうですか。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 私どもがパソコンで管理している貸与先の住所、氏名、これは本人が窓口で申請に見えて、私どもがキーボードをたたいて入力して管理している資料です。それが住民情報から私どもの個人情報を引きいた残りが設置の申請がしていない人だということですが、その申請のない方について、住民情報が私どもが確認してもいいのかどうなのかということが、個人情報保護の面で、私、ちょっとわかりかねますので、そういったことは情報課、あるいは生活課の方で一遍確認したいと思います。そういった確認とともに、今後、緊急地震速報等について、設置されてみえない方についてはPRをやっていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお祈りいたしますとともに、議員さん方も町民の方から聞かれましたら、無線機のPRをよろしくお祈りしたいと思います。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） 以上で、款9.消防費の質疑を終了いたします。

続いて、款10.教育費、予算に関する説明書の170ページから221ページまでです。
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田正君） 私は、教育費では主に人件費のことでお尋ねをしたいというふうに思います。例えば、173ページのところに適応指導教室嘱託員の報酬というのがあります。室長さんについては17万円掛ける12ヵ月、それから指導員さんについては、私、わかりかねるんですけども、10万5,000円掛ける1人掛ける10.2月ですか。もう1人の方は、月10万円掛ける1人、10.2月。これ私、意味がよくわからないんです。昔、学校給食の調理員さんから、私、お話を聞いたことがあるんですけども、夏休みの期間中、ここの町じゃありませんよ。夏休みの期間中は仕事がないからということで、給料がもらえなかった。そういうことが昔あったということを聞いたことがあるんですけども、大口町はどうだったか知りませんが、この10.2月というのは意味がよくわかりませんので、ぜひお教えてください。

もう一つは、175ページの英語指導助手臨時講師派遣委託料ということで、これも平成20年

度が965万3,000円だったんです。これが1人。平成21年度は2人になって1,448万円ということになりました。そうすると、私の単純な計算なんですけれども、1,448万円から965万3,000円を引くと、1人当たりの人件費が出るだろうという勝手な計算をすると、1人当たりの人件費は482万7,000円ということになります。2人分ですと965万4,000円。そうすると、残りは1,448万円から965万4,000円を引くと482万6,000円ということになる。これは派遣委託料ということですので、派遣会社ですね。482万6,000円というのは派遣会社の経費ともうけになる。こういうふうに私は思うんですけれども、これは私の勝手な解釈ですけれども、1人当たりの人件費が片一方では482万7,000円、1年間の人件費ね。適応指導教室の嘱託員さんの報酬は月に、指導員さんに至っては10万円、しかも12ヵ月分もらえないですかね。どういうことなんでしょう。こういう差があります。

それからもう一つ、小学校費の中にあるんですけれども、177ページ、小学校費の中の少人数指導臨時講師、雇人料というのがあつて、これは4人分の予算で1,232万円というふうにあります。これは4で単純に割りますと、1人当たり308万円ということになります。これもやっぱり英語指導助手さんと比べると、私は安いというふうに思うんですね。こうした講師の先生方の賃金というのは一体どういうふうには算定されているのか、ちょっとよくわからないんですよ。英語指導助手の臨時講師派遣にしても、派遣会社を通さずに直接雇用したら、派遣会社の経費とか、もうけとか、そういうのは払わなくても済むような気もしてくるんですね。そういうことをこの中で考えたわけなんですけれども、まずこの適応指導教室の嘱託員の報酬、なぜこのようなことになっているのかということと、あと英語指導助手の方の賃金、なぜ適応指導教室の嘱託員と同等の金額にならないのか。こういうことについて、まず説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ聞いたかったのは準要保護、準要保護というのは要保護にはなっていない、要するに生活保護ではないけれども、しかし、配慮が必要な方になるわけなんですけれども、準要保護となる基準ですね。185ページに小学校費が載っていますけれども、準要保護となる所得基準というのは一体幾らぐらいなんでしょうか。例えばお父さん、お母さんが見えになって、子供お2人。例えばこの2人の子供も小学生といった場合、どのぐらいの所得基準で準要保護になるのか、ぜひお教えをいただきたいというふうに思います。まず以上です。

議長（吉田正輝君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 吉田議員から4点ほど御質問いただきましたので、順にお答えさせていただきます。

まず適応指導教室嘱託員の報酬ですけど、10.2ヵ月という表記につきまして、不適切な表記じゃないかなという御指摘なんですけど、実際、夏休み、冬休みにつきましては、適応指導教

室そのものが閉館しております。閉館というか、俗に学校と同じ状態で休み状態になっております。そういう上で、この予算作成時におきまして、まだそれぞれの指導員の方の勤務条件が決まっておりませんでしたので、とりあえず予算出しという形でこういう形にあらわさせていただきます。

なお、現在、2人の指導員の方がお見えになります。1人は60代の御年配の方なんですけど、週3日、7時間働いていただいております。それから、もう1人の方はお子様を保育園に送りながら働いてみえる方で、週5日、午前中の4時間という形で働いてみえます。それで、現在、適応指導教室に在籍する児童・生徒ですけど、3名おります。1名は中学校3年生、先週に卒業いたしました。それから、1名は小学校6年生、ただいま現在、小学校6年生が在籍しております。もう1名は、その子の妹である小学校4年生の子が在籍しております。それで、運が悪いというか、小学校6年生と4年生のきょうだい非常に仲が悪くて、同じ時間帯に適応指導教室に通級することが不可能な状態になっております。ですから、現在、このような不変則な形で勤務していただいております。

なお、室長につきましては、平成20年度は該当の先生が見えないということで不在でございました。来年度、たまたま適任者が見つかりましたので、17万円という予算で働いていただく予定にしております。

続きまして、2件目の英語指導助手の内訳の件につきまして御説明させていただきます。この英語指導助手の件につきましては、平成20年度まで2人対応してきました。1名は中学校へ毎日働いていただいております。1名は小学校で、月・火が西小学校、水曜日が南小学校、木曜日・金曜日が北小学校という形で働いてみえます。平成21年度、小学校5・6年生への外国語活動、英語の授業が前倒しで実施することに伴いまして、来年度、3人採用させていただきます。1名は中学校、2名が小学校という形で予定しております。

内訳につきましては、それぞれ時間給3,500円ということで予算化しております。3,500円を8時半から4時半までの7時間掛ける夏休み、冬休み、それから土日を除いた197日が482万6,500円になるかと思いますが、掛け算で1,448万円の予算を計上させていただきました。なお、3,500円につきましては、すべてがその指導助手に渡るわけじゃなくて、会社がある程度持っていかれます。その内訳をお聞きしても、なかなか企業秘密だということで教えてはいただいております。ほかの会社なんかに聞きますと、もっと値打ちにやってみるところもあるようですけど、その会社とてやはりその内訳については教えていただけない状態でございます。

それから、3点目の少人数指導につきまして御報告させていただきます。時間給2,200円で働いていただいております。なお、県費の講師の時間給ですけど、2,920円という額で、現在、

県の方で雇用されております。なお、2,200円というのは、近隣市町の額を参考にしながら今日まで予算化してきたと思います。

それから、4点目の準要保護児童・生徒の所得金額について御説明させていただきます。所得基準は幾らかということなんですけど、父母及び子供2人を想定いたしますと、所得が128万8,000円ほどになるかと思えます。ということで、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 今聞いておりますと、この適応指導教室の嘱託員さんの賃金がいかに低いのかということがよくわかるわけですね。その一方で、英語指導助手の臨時講師の方への時間給が異常に高給であるということもよくわかったわけでありましてけれども、例えば英語指導助手の方を派遣会社から雇わない、例えば直接雇用をするという方法というのはとれないんでしょうかね。そうすれば、派遣会社に対する経費なども払わなくてもいい。そっちの方が私は安く済むようなことになるんじゃないかなあというふうに単純に思うわけです。

適応指導教室の嘱託員の報酬は、実は平成20年度においては、室長さんは月額20万円、指導員さんが一応1名ということで15万円ということになっていたわけですが、何か新年度についてはこの15万円を二つに分けたといいますか、分け切れんわけですが、室長さんの賃金を20万円だったやつを17万円に引き下げて、何か数字を合わせたみたいな感じがするわけですね。それこそ、こういうことにこそ町も今までも力を入れていただいてやっていただいているわけですので、やはりここの嘱託員の方にも気持ちよく働いていただく意味では、やはり私はもっと賃金を保障すべきじゃないかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長(吉田正輝君) 学校教育課長。

学校教育課長(近藤孝文君) 英語指導助手の雇用の件について、直接雇用が可能かどうかという御質問だと思いますけど、もし現在、町内に勤めてみえる人のヘッドハンティングができれば可能であるということは思います。ただ、それなりの手当、それから保険とかもろもろの数字が上がってくるかと思いますが、可能かどうかということを知れば、可能であるかなというふうには思います。ただ、現在は2人、平成21年度は3人になりますので、1人どうやって見つけてくるかという問題も出てきますので、お答えはその程度にさせていただきます。

それから、適応指導教室の賃金の件ですけど、20万円の方は校長先生級の方をお願いしておった経過がございます。今回、お願いしようとしている方は、ことし定年退職を迎えられます教頭先生でありますので、3万円が校長と教頭の差であるかと聞かれば、ちょっと答えに窮するわけなんですけど、そういう形で差をつけさせていただきました。

それから、適応指導教室の指導員さんの賃金の単価が安いんじゃないかということですけど、時間給にいたしますと1,250円お支払いしております。なお、御両名とも、御年配の方は息子さんの扶養に、若い方は御主人の扶養に入ってみえますので、余りにも賃金をアップして扶養を外すということは向こう様も考えてみえませんでしたので、その点だけよろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 中途半端な引き上げの仕方だと扶養の範囲内におった方がいいものですから、そういう考えになるわけですけども、そうじゃなくて、例えば時間給3,500円払いますと言えば、扶養に入っていない方が得ですので、多分、そちらの方を選ばれると思います。私はそう思いますよ。だから、そういう意味では、同じ先生なのにこんなに時間給が違うというのは、私はこれ、ちょっと理解に苦しむわけですね。役場のパートさんが例えば部署によって給料が違うようなもので、そんなことはありませんよね。役場も安過ぎるものだから、私、ちょっと怒っておるわけですけども、そういう意味では、適応指導教室というのは大変なお仕事ですので、私はもっとしっかりとした待遇もとるべきではないかなあとということを申し上げておきます。

それで、もう一つ聞きたかったのは歴史民俗資料館の収蔵庫ですけども、以前、雨漏りをしていたというような記憶が私にはあるんですけども、これは211ページのところに歴史民俗資料館の予算が出てくるわけですけども、そういうことというのはもう今はないんでしょうか。

議長(吉田正輝君) 教育部参事。

教育部参事(野田敏秋君) 歴史民俗資料館、雨漏りが今はどうかという話ですが、以前、雨漏りはしました。これは今もそうですが、通常の雨では雨漏りはしておりません。当時、多分、時間雨量30ミリを超えていただろうというふうに思うんですが、集中的な豪雨があったときに雨漏りをしております。以上です。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 齊木一三君。

10番(齊木一三君) 2点ほどちょっとお尋ねをいたします。

事務局費の中の委託料、9番ですね、スクールバス運行委託料、175ページですけども、現在、北小学校、南小学校、それぞれ低学年の皆さんがスクールバスを利用されておるわけですけども、今度、北小学校が北部中学の方へ移っていくということになりますと、通学路の

変更が当然発生してくるわけですが、このスクールバスをまた利用しての通学になるのか、それとも徒歩で皆さんと一緒に歩いて通えるような範囲内になるのか、まだそこら辺が審議されていないのか、ちょっとお尋ねしておきます。

それと185ページですけれども、学校建設費の中の委託料、北小学校の解体工事設計委託料とありますが、これは現在の北小学校の校舎の解体という解釈でよろしいでしょうか。予算的にも相当な金額が上がっておるわけですが、どんなような内容があるのか、ちょっと教えてください。以上です。

議長（吉田正輝君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） スクールバスの件についてお答えさせていただきます。学校とも通学路について検討させていただきました。その会合には、PTAも一緒になって、どうしても安全にという前提に、通学路の見直し等、検討させていただきました。その中で大幅な変更はございません。従来の41のトンネル2カ所を横断して、その通学路を維持される案がありましたので、それは尊重させていただきます。

それでバスの方なんですけど、バスの方は直接まだ学校とは話はしておりませんので、そのようにお答えさせていただきます。

それから北小学校の解体ですけど、危険な建物だからということで旧北部中学校の方へ新しく移転するわけなんですけど、残った校舎につきましては早急に解体するということで、現在のところ計画しております。なお、解体の内容につきましては、既設の校舎並びにプールということで考えております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 齊木一三君。

10番（齊木一三君） スクールバスの利用についてですが、現在、そうやって利用されているわけですけれども、距離的なことがあるかと思いますが、できましたらみんなで歩いて通学・下校できると一番いいかなと思っておりますので、またそこら辺のところ、まだ決まっていないようですので、一度進めてください。

それから北小学校の解体工事、校舎とプールの解体の設計委託料ということで上がっておりますが、こんだけの金額ですと、一体何を要求されておるのかと。それが私、聞きたいんですけども、別に設計の中に設計者の考えとかそういうものは一切入ってこないですよ。だから、何を根拠にこの金額が出ているのか、ちょっとお尋ねをしておきます。

議長（吉田正輝君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 設計者が何を求めているかということなんですけど、私たちがお願いしたのは、既設の校舎の解体とプールの解体について、解体を前提に設計してください

ということを要求しました。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 齊木一三君。

10番 (齊木一三君) 金額的なことを見ますと、私、こんな文句を言うようなあれじゃないですけども、ただ、何を図面化して入札するかということです。一体この工事でどのぐらいの仕事量があるかということです。それはちゃんと計算されて金額が出ておるわけですか。私、こんなことを言っちゃあ申しわけないんですけども、公共工事と市販の工事、こういうことに関して、えらい金額の差があるわけです。ですから、ここところがもうちょっと詳しい説明をしてください。

議長 (吉田正輝君) 学校教育課長。

学校教育課長 (近藤孝文君) 同じような答えになるかもしれませんが、先ほども言いましたように、既設の校舎4階建て並びにプールを解体する設計をつくってくれということで御指示させていただいております。それ以上につきましては、現在、手元に資料を持っておりません。また次回、機会がありましたらお答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 (吉田正輝君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 酒井廣治君。

6番 (酒井廣治君) 187ページ、中学校運営事業費の報償金のところの4番ですね、心の教室相談員184万8,000円と出ておりますが、この心の教室相談員の相談員は何名で、どんなような仕事をされるか、お聞きしたいと思います。

それから、191ページの中学校施設管理事業でございます。昨年、中学校が開設されて、いわゆるこの管理事業が出るだろうと思いますが、3,141万2,000円が来年組んであるわけなんです、ずうっと下、委託料の中に樹木剪定委託料というのがございます。これが380万1,000円を組んであるんですが、これは事業費の中の約12%を占めるわけなんです。実際、この事業費の中に12%を占めて適当なものかどうかということも聞きたいわけなんです、どんなような算定からこの12%の数字を出されたのか、お知らせをお願いしたいと思います。

それから、私、ちょっとわかりませんが、193ページ、扶助費というところがございますが、扶助費の1番に要保護及び準要保護の金額が734万5,000円組んでありますが、これは国からの補助等もございしますが、これはどんなような費用に使われるのかお知らせをお願いしたいと思います。以上、3点をお願いいたします。

議長 (吉田正輝君) 学校教育課長。

学校教育課長 (近藤孝文君) 酒井議員から3点ほど御質問いただきましたので、順に答えさ

せていただきます。

まず、心の教室相談員ですけど、その相談員の内容につきましては、臨床心理士もしくは心理カウンセラー等、資格を持ってみえる方に保健室に在室していただいて、子供たちの悩み相談に当たっていただくというような計画をしております。

2番目の樹木の剪定ですけど、統合中学校につきまして、平成18、19、20、3ヵ年で建設させていただきました。その過程で、いろいろ植栽等なされてきております。これが工事が終わったと同時に維持の期間に入るわけなんですけど、業者の方から見積もりをとらせていただきまして、そのような値段になったものでございますので、よろしく願いいたします。なお、発注時は金額等、町の方で算定させていただいて発注する予定でおりますので、よろしく願いいたします。

それから、3点目の教育費の扶助費の要保護及び準要保護児童・生徒の援助費の件でございます。その内容について御説明させていただきます。

経済的に学校へ就学することが困難な方、例えば児童扶養手当をもらってみえる方とか、それから収入が著しく低い方とか、いろんな方がお見えになるわけなんですけど、その方の児童・生徒が学校に通うことができるように町単独で援助しておるものでございます。内訳といたしまして、中学校であれば、学用品、通学用品費に2万1,700円を1年生に、それから2・3年には2万3,870円を補助しております。それから、宿泊を伴わない校外活動に2,180円を、それから新入学用品といたしまして2万2,900円を、修学旅行費といたしまして、修学旅行にかかった実費、5万5,700円程度になるかと思っておりますけど、それを補助しております。それから給食費ですけど、1食当たり260円を食べられた食数に応じて補助しておるものでございます。これは、単価的には小・中、額は分かれておりますけど、同じような形で学用品費から給食費まで、小学校についても、中学校についても援助しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 今、お尋ねをされました要保護及び準要保護の就学の支援ですけれども、入学、そして進学のときに支援をされるということでございますが、以前、こういう相談を受けたんです。生活が大変な中で、入学の準備をするのに、準備をした後にそれが支払われるということで、前にそういうお金をいただければ助かるんですと。入学の準備をするのに借りて準備をしなきゃいけないということで、今の事務上のことだと思っておりますが、そういう相談を受けたことがあるんですけれども、この支援をされる流れを確認させていただきたいと思っております。

ので、お願いいたします。

議長（吉田正輝君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 助成の流れ等を説明させていただきます。

助成の流れにつきましては、在校生、今ですと1年生から5年生、それから中学校ですと1年生から2年生ですけど、2月の初旬に次年度に向けての就学援助費の申請書を出していただきます。それは学校を通じて回収されて、4月の最初の教育委員会定例会にこの事案をかけさせていただきます。それは学校を通じて回収されて、4月の最初の教育委員会定例会にこの事案をかけさせていただきます。平成21年度の就学援助者として決定させていただくスケジュールであります。

それから、新しく入学される新1年生、小学校新1年生、それから中学校新1年生につきましては、おおよそのデータはわかっておりますけど、あくまでも本人申請ですので、4月に入りましてから学校から案内させていただいて、また学校を通じて教育委員会の方に申請書が上がってくる形であります。またこれも同じように、当初の第1回の教育委員会に間に合ったはずだと思いますので、4月の教育委員会の定例会にかけさせていただきます。平成21年度の準要保護児童・生徒という形で認定させていただきます。

それから、年度途中におきます認定であります。転入された方、他市町村で同じようにこの援助費をもらってみえた方につきましては、その事由に応じて、例えば児童扶養手当をもらってみえたら、こども課を通じて申請書を上げていただく。それから、全然そういう情報もなくして教育委員会の方に転入された方は、そのようなことを御案内してやっております。

それから、柘植委員さんの方から御指摘がありました、前もって給付できないかということなんですけど、今のこの流れからしておりますと、どうしてもやはり後手に回るのが事実であります。以上です。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） そうしますと、やはり相談された方のお話はそのとおりだったということになります。本当に生活が大変な方たちにとっては、やはり子供にちゃんとした形で新入学をさせてあげたいというのは親の本当にせつない気持ちだと思います。そういったところで、やはりお金を借りて準備をしなきゃいけないという思いをお聞きしますと、この流れを何とか前もってきちとした対応ができるように、そうした施策も必要ではないかなというふうに思いますが、大口町で変えられればそういった形に、少しでもそういう方たちが惨めな思いをしなくても済むような形にさせていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 変えられるものであれば、今後、何らかの形で変えていきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） 以上で、款10.教育費の質疑を終了いたします。

ここで会議の途中ですが、2時45分まで休憩いたします。

（午後 2時32分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 2時45分）

議長（吉田正輝君） 続いて、款11.災害復旧費から款14.予備費まで、予算に関する説明書の220ページから223ページまでです。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 公債費の中で、223ページ、一時借入金の利子を24万7,000円計上してございますが、現時点、財調などの積立金もある中で一時借り入れをするというのは、どういうことなんでしょうか。

議長（吉田正輝君） 企画財政課長。

企画財政課長（掛布賢治君） 一時借入金についての御質問をいただきました。私の記憶をしておる中では、一時借入金をこれまで借りたというのはなかったように思いますけれども、ただ、予算上は万が一のことを想定しまして計上させていただいておりますけれども、多分、使うことはないのではないかということで思っておりますので、ただ予算上だけは計上させていただいております。よろしくをお願いします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 以上で、款11.災害復旧費から款14.予備費までの質疑を終了いたします。

続いて、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書について、予算に関する説明書の224ページから236ページまでです。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田正君） 226ページですけれども、給料及び職員手当の状況ということで、職員

1人当たりの給与が出ておりますけれども、ちょっとわからんのが平均年齢なんですけれども、1年たつと1歳違ってくるのはわかるんですけれども、一般行政職を見ると2歳以上違ってきていますよね。これは一体どういうことなんでしょうか。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 年齢の約2歳ほどの上昇につきましてでございますが、昨年1月1日、そしてことしの1月1日ということで、その間に、昨年の3月31日には職員の退職がございます。そして、昨年の4月には新規の職員の採用はありませんでした。あとは、一般会計、あるいは特別会計の異動というようなことで平均が2歳ほど上昇したと、そのように思われます。以上でございます。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 以上で、議案第21号 平成21年度大口町一般会計予算の質疑を終了いたします。

続いて、議案第22号 平成21年度大口町土地取得特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成21年度大口町土地取得特別会計予算書及び予算に関する説明書の237ページから243ページまでです。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第22号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第23号 平成21年度大口町国際交流事業特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成21年度大口町国際交流事業特別会計予算書及び予算に関する説明書の244ページから250ページまでです。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第23号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第24号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成21年度大口町国民健康保険特別会計予算書及び予算に関する説明書の251ページから286

ページまでです。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 田中一成君。

2番 (田中一成君) 大変な不況です。サラリーマンの皆さんも、自営業者の皆さんも、年金生活者の皆さんも大変であります。こういう時期だからこそ福祉を充実して、住民の皆さんの負担軽減に努めなければならない時期であるにもかかわらず、後期高齢者の支援分ですか、1世帯当たり5,000円の国保税の値上げを図られるわけですけれども、基金などを取り崩せば、総額1,500万円程度のことだというふうに聞いておりますけれども、値上げは避けられるのではないか。そういうことで住民の負担をこういう時期にまたふやすということは避けるべきであると私は思いますけれども、いかがでしょうか。

議長 (吉田正輝君) 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長 (水野正利君) 基金を取り崩せば国保税の引き上げが回避できるといった趣旨の御質問でございます。今回の国保税の税率改正につきましては、特に医療分、あるいは介護分につきましては税率の改正はございませんが、特にその中で後期高齢者の支援分につきましては税率改正をお願いしたといったものでございますが、これにつきまして国保運営協議会の方に諮りまして、委員さん等の御意見も聞く中で税率改正に踏み込んだといった経緯がございます。委員さんからの声につきましては、特に支援分につきましては、20年度から始まった制度でありまして、必要な額につきましてはやはり保険者が負担するのが適正であろうといった御意見でございました。そうした中で、この支援分につきましては基金からの取り崩しということは考慮してございませんが、一般医療分につきましては1,500万の増加を見ておりますので、そのあたり十分御配慮を賜りたいと思います。

議長 (吉田正輝君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第24号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第25号 平成21年度大口町老人保健特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成21年度大口町老人保健特別会計予算書及び予算に関する説明書の287ページから295ページまでです。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第25号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第26号 平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計予算書及び予算に関する説明書の296ページから304ページまでです。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 年金から天引きするのではなくて、家族などの口座からの引き落としも可能になるということに変わってきたと思いますけれども、そういうことで変更されている方はどのくらいでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 特別徴収から口座振替への緩和といたしますのは、昨年の秋、そして21年の4月からということで、段階的に緩和がとられておりますが、現在のところ、手元資料として20年度と比較するものがございませんので、また本会議中に答弁できる機会がありましたらお答えします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第26号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第27号 平成21年度大口町介護保険特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成21年度大口町介護保険特別会計予算書及び予算に関する説明書の305ページから332ページまでです。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第27号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第28号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成21年度大口町公共下水道事業特別会計予算書及び予算に関する説明書の333ページから

364ページまでです。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第28号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第29号 平成21年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成21年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算書及び予算に関する説明書の365ページから379ページまでです。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第29号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第30号 平成21年度大口町社本育英事業特別会計予算の質疑を歳入歳出一括して行います。

平成21年度大口町社本育英事業特別会計予算書及び予算に関する説明書の380ページから386ページまでです。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第30号の質疑を終了いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長(水野正利君) 先ほど、田中議員さんから後期高齢者特別会計のところでお質問がございました。本来、特別徴収であった方が普通徴収に切りかえられた人数といった趣旨のお質問がございました。約90名でございます。

議長(吉田正輝君) 続いて、議案第31号 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第31号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第32号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定について質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第32号の質疑を終了いたします。

議案の委員会付託

議長(吉田正輝君) 日程第2、議案の委員会付託に入ります。

ただいま議題となっております議案第6号から議案第32号までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第32号までについては、議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

散会の宣告

議長(吉田正輝君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日以降は、各常任委員会開催のため休会とし、3月17日火曜日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

(午後 3時00分)

議 案 付 託 表

平成21年第3回大口町議会定例会（3月定例）

| 委 員 会 | 議案番号 | 件 名 |
|----------------------|----------------------------|---|
| 総務文教 常 任 委 員 会 | 第 6 号 | 組織機構改革に伴う関係条例の整理について |
| | 第 7 号 | 大口町学習等共同利用施設並びに大口町公民館分館の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 第 8 号 | 大口町個人情報保護条例の一部改正について |
| | 第 9 号 | 大口町町立学校設置条例の一部改正について |
| | 第 1 4 号 | 平成20年度大口町一般会計補正予算（第7号）（所管分） |
| | 第 1 5 号 | 平成20年度大口町土地取得特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 2 1 号 | 平成21年度大口町一般会計予算（所管分） |
| | 第 2 2 号 | 平成21年度大口町土地取得特別会計予算 |
| | 第 3 0 号 | 平成21年度大口町社本育英事業特別会計予算 |
| | 第 3 1 号 | 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について |
| 第 3 2 号 | 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定について | |
| 健康福祉 常 任 委 員 会 | 第 1 0 号 | 大口町介護保険介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金条例の制定について |
| | 第 1 1 号 | 大口町介護保険条例の一部改正について |
| | 第 1 2 号 | 大口町国民健康保険税条例の一部改正について |
| | 第 1 3 号 | 大口町国民健康保険条例の一部改正について |
| | 第 1 4 号 | 平成20年度大口町一般会計補正予算（第7号）（所管分） |
| | 第 1 6 号 | 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| | 第 1 7 号 | 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） |
| | 第 1 8 号 | 平成20年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 1 9 号 | 平成20年度大口町国際交流事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 2 1 号 | 平成21年度大口町一般会計予算（所管分） |
| | 第 2 3 号 | 平成21年度大口町国際交流事業特別会計予算 |
| | 第 2 4 号 | 平成21年度大口町国民健康保険特別会計予算 |

| 委 員 会 | 議案番号 | 件 名 |
|----------------------|---------|---------------------------------|
| 健康福祉 常 任 委 員 会 | 第 2 5 号 | 平成21年度大口町老人保健特別会計予算 |
| | 第 2 6 号 | 平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 第 2 7 号 | 平成21年度大口町介護保険特別会計予算 |
| 環境建設 常 任 委 員 会 | 第 1 4 号 | 平成20年度大口町一般会計補正予算（第 7 号）（所管分） |
| | 第 2 0 号 | 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| | 第 2 1 号 | 平成21年度大口町一般会計予算（所管分） |
| | 第 2 8 号 | 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計予算 |
| | 第 2 9 号 | 平成21年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算 |